

令和元年第4回(9月)川南町議会定例会会議録

令和元年9月11日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年9月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

発言順序

- | | |
|------------|--|
| 7 川上 昇 君 | (1)新制統合中学校設立の考え方について
(2)運動公園の再整備について |
| 8 徳弘 美津子 君 | (1)高齢者の交通手段と長寿会参加について
(2)動物愛護について
(3)職員に対する諸確認
(4)水田農業の町の施策について |
| 9 竹本 修 君 | (1)公共施設(トイレ等)の改善を |
| 10 河野 禎明 君 | (1)交通弱者に対しての取組
(2)農家所得の向上について
(3)通浜体育館の跡地利用 |
| 11 内藤 逸子 君 | (1)後期高齢者医療の保険料滞納処分について
(2)町内での除草剤散布制限はできないか
(3)使いやすい地域公共交通を
(4)福祉問題について |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） おはようございます。通告書に従い、新制統合中学校設法の考え方並びに運動公園の再整備の2点について伺いますので、よろしくお願いいたします。

私ども川南町議会では、御承知のとおり議会定例会の開催月も含めまして、毎月、議員全員勉強会を行っております。事前審査とならぬよう注意を払いながら、執行部側から、さまざまな情報を提供していただくこともしばしばであります。去る8月2日にも開催し、副町長を初め町の幹部の皆様から、今後のまちづくりについての考え方を伺ったところであります。

言うまでもなく、議会でも人口問題対策調査特別委員会にて先進地研修や調査を行っており、今後の我が町のあり方を探求していることは御承知のとおりでありまして、まさにタイムリーな情報提供であると、個人的にはそのように感じたところでございます。

その中から、冒頭申しましたとおり、この公開された一般質問の場で、改めて2点について伺います。

まず、新制統合中学校設立について伺います。

計画の説明によりますと、本年3月22日に川南町学校規模適正化審議会会長から教育委員会宛てに、「両中学校の統廃合は、やむを得ないものとする。今後は早急に具体的な案を示し、住民の理解を得ながら、よりよい教育環境を構築することを提言する」と結ばれた答申を受けたものだとのことでした。

審議会に諮問したのは、町立中学校を1校とすることについてと、その他、学校規模適正化についての2点のみであったようですから、前述の答申となったものでしょう。本件は我が町にとって重大で、時間をかけて取り組むべき案件であります。

そこで、改めてではありますませんが、新制統合中学校の設立について現時点でどのようにお考えなのかお伺いします。

次に、運動公園の再整備について伺います。

このことについての先日の説明では、来年度、国体の軟式野球の仮決定を受けて、中央競技団体という団体が、来年度、運動公園野球場の視察に来ることになっている。そして、このことを受けて、改修整備の内容と老朽化の更新とあわせて考えているとのことでした。こちら時間もかけてアイデアを結集して進めるべき事案であります。

改めてありますが、運動公園の再整備について、どのような構想をお持ちなのか伺います。

その他については質問者席でお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 改めて、おはようございます。

ただいまの質問でございます。まずは中学校について、議員が言われたとおり、8月の全員勉強会で今後の方針なり、執行部の考えというのを説明させていただいたところでございます。

まず、中学校というものについての考え方でございますが、いろんな考え方は当然あると思いますが、まずは教育の場であるということ、教育の最も最善であるという場をどうやって設定するかであるということが、まずは大事だと思っておりますが、次に、私としては、やはり部活動も含めた集団生活を学ぶ、社会のルールを学ぶ場でもあってほしい、そうあるべきだと考えております。

最後に、これは今の立場になって、いろんなことを考えるようになって思いが強くなったんですが、ふるさとを、この川南町をどうやって子供たちに伝えるか。それは、将来帰ってきていただきたいという思いがある、その向こう側であります。どこかで川南町を伝えるときに——ここにいらっしゃる皆様は当然、唐瀬原中学校、国光原中学校の時代で暮らされておりますので、ことし、私は還暦を迎えて同窓会をしたんですが、私の代でもまだ唐瀬原中学校、国光原中学校という、別に対立しているわけじゃないんですが、何か2つの組織があるというイメージをまだ持っております。地元の人にとっては、ある意味つながりはずっと感じているんでしょうが、どこかで、やはり川南町を本当に考えていただくには、中学校という時期は、後づけの理由にはなりますが、すばらしい時期だと考えております。ぜひ、そういうのを積極的にこれからも展開していただきたいなと思っております。

川南については、今、本町出身の大学生が中学生に対してかわみなみ開拓塾もしておりますし、25歳の同窓会というのも昨年からはじめて、これからしっかり取り組んでいきたいと思っております。

学校については、後ほど教育長にもまた答弁をしてもらいます。

それから、運動公園についてでございますが、運動公園が——たまたまでしょうけど、川南町は役場があり、商工会があり、農協があり、そして運動公園もあるという一体的な条件を持っております。そして、議員が言われたとおり、国体があるということで、来年視察を来て、再整備をするという方針ではございますが、最も基本に置くのは、こういう老朽化してきた時期も重なってはきたんですが、もう一度町の中に行ってみたくなるような、行きたくなるようなゾーンをつくりたい。それが住民の行動につながり、そして、これから来る高齢化社会、我々が目指す健康なまちづくりについて、おのずと運動ができる、歩く環境が整う、そんな場も含めた総合的な場所になるように、今後、立地適正化計画なり国土強靱化もあります。そういう国の基準に従う、そういうことにのっとりながら、川南町らしいもの

をつくっていきたいと考えております。

詳細はまた担当に答弁させます。

○教育長（坂本 幹夫君） 初めに、中学校設立につきまして具体的な御質問、ありがとうございました。川上議員の御質問にお答えいたします。

どのような考えを基盤に統合するのかわかりますけれども、本町におきましても少子化が進行しておりまして、中学校生徒も年々減少しております。現在、唐瀬原中学校、通常学級が8学級及び国光原中学校、通常学級が6学級、これは、国が示す学校適正規模、通常学級12から18学級を下回っております。住民基本台帳をもとに今後の中学校規模を予測しますと、10年後ごろには国光原中学校が1学年、通常学級1学級の規模となる可能性が高い状況であります。

中学校の規模は、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、そして切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくと、そういう特質を踏まえる一定の集団が確保されていることが望ましいと考えております。

また、学校規模により配置される教職員数が決まりますことから、小規模になればなるほど配置される教職員数が少なくなり、教職員の経験、教科、特性などのバランスのとれた配置が困難になってくると。

また、部活動においても、小規模化すればするほど選択の幅が少なくなり、生徒の希望に沿うことができなくなってまいります。

生徒の学習環境を最優先に考えると、中学校を統合し、新中学校を創設する必要があると考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。

先日説明がありましたとおり、学校を1つにするというような一つの目標に向かっての御答弁であったかと思いますが、あらかじめお断りしておきますけれども、議会に対して執行部の皆さん方から説明いただいたという前提と、私がここで賛成とか反対とか、そういうことを表明するわけではございません。あくまでも素朴に伺いたいことを伺うということで御理解をいただきたいというふうに思います。

実は、何年か前、——本当に申しわけないんですが、何年前だか、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、——中学校を1つにしたいということで説明を、かつて受けたことがございます。多分、数年前、4年前か5年前だったと思うんですが、そういうことがまずあったんですね。しかし、その後、多分おとしだだったと思うんですが、一昨年、2017年度だったと思うんですが、町内の小中学校の再編に関する勉強会といいますか、いわゆる意見交換会というんでしょうかね、意見聴取会かな、そういうのがありまして、私も開催するのに来たことがあるんですが。この間ずっと、先ほど言いましたように中学校を1つにしたいというそういう案があるのに、実は小学校、中学校の公立学校については、いまだ統廃合につ

いては何も決まっていなくて、何も検討しておりませんというようなことで説明がずっとあって、今回このような説明をいただいたわけですが、このような流れになったのは何かあったのでしょうか、そこをお伺いします。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、地区の座談会のほうを平成28年度に実施させていただきまして、そこで、人口が減少して少子化になるというのは、住民基本台帳や国勢調査のデータをもとに予測できていたものですから、学校の統廃合について検討する時期ではないかということで、まず、いろんなパターンを含めて住民にお示しし、住民の御意見をお聞きするという考えで、そのときは案を持たずに座談会とさせていただいたという状況であります。

その後、座談会と、11月には児童生徒の保護者を中心としたアンケートを実施しております、そのアンケート結果も参考にしつつ、教育委員会のほうで、今後の検討を進めてきたところであります。

その結果、やはり中学校のほうは1校にする時期ではないかということになりまして、29年に学校規模適正化審議会条例のほうを出させていただきましたが、そのときは十分に御理解いただけずに否決となりまして、その後、30年度にもう一度、学校規模適正化審議会条例のほうを出させていただきまして、このときは御理解いただきまして条例が可決されたという状態であります。

その後、学校規模適正化審議会を開催いたしまして、中学校を1校にすることについての御意見をいただいたという状況でございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 確かに学校規模適正化審議会ですか、こちらについては立ち上げる時期が、議会のほうとのやりとりがありまして、若干おくれたというのはあろうかと思うんですが、かつて中学校を統合したいという話を聞きながら、ずっと流れてきたというのが、いつも疑問に思っていて、お尋ねいたしました。

第5次川南町の長期総合計画の中で、日高町長、平成23年の4月に町長になられたわけですから、当然、第5次長期総合計画というのは、もう組まれてあったということでしょうけども、これが来年度まで、——平成32年ですから令和2年度までの計画かと思います。当然その中に、この学校に関しての統廃合するような具体的な記載はございません。

きのうも、同僚議員が第6次の長期総合計画についての質問をしておりましたけれども、その中に入って来るかどうかわかりませんが、こと学校の統廃合については非常に時間をかけて丁寧に、町民のさまざまな立場、さまざまな地域の人の意見を聞きながら進めていくべきかなというふうに思います。当然、全員の意見がそこで反映されるわけじゃないということとは十分承知しておりますけども、丁寧に進めていくのが大事じゃないかなというふうに思うところです。

ところで、その諮問機関から1校にするのもやむを得ないということを受けての、1校へ

のハンドル切りというんでしょうか、方針転換というのか、方針が決まったというのが正しいんでしょうけども、それらに向けて進めていくということでしょうけども、あくまでも諮問機関の答申でありまして、場合によっちゃ首長といいますか、その町の市長、本町でいえば日高町長が、いやいや、学校は今までどおり7校でいくよと、中学校は2校でいくよと強い意志があれば、それも一つの選択肢かなと、選択肢というんでしょうか、それも一つの町の進むべき道なのかなという気もしますが。あっさり、1校もやむを得ないという答申を受けて1校にするというのも、これはこれで大英断なのか決断なのか何かわかりませんが、そのことについては、日高町長はどのようにお思いなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今、御指摘のとおり、決断するのが私の仕事だと思います。決断して責任をとるというのが仕事だと思っておりますが、答申が出たから決まりじゃなくて、答申が出ましたので、これから検討させていただくということでは考えております。

個人的には、先ほど言いました、やはり私も唐瀬原中学校でありますので、思いはあります。自分の母校がなくなるということの寂しさであるというのは十分考えておりますが、その向こうに子供たちの将来、川南町の将来のために、どこかで何かをしたいという気はありますので、今、選べと言われたら、私は一つの方向で、今後、皆さんともいろんな相談をさせていただきたいと思っております。

○議員（川上 昇君） ただいまの町長の答弁いただきまして、少し私も気がほっとしたところでもございます。

答申を受けて、もうそれ以外の選択肢はないよということ、一校ありきというんじゃないよということが大事なことだろうと、今後の進め方に対して大事なことだろうというふうに思うところです。

ところで、先ほども申しましたけども、議会のほうも人口問題対策調査特別委員会で何度か、九州内のあちこち調査に行かせていただきました。議員も13名がさまざまな意見を持っているところでございます。

一方では、県内では、まだ皆様記憶に新しいと思うんですが、串間市が6つの中学校を、これは平成29年の4月開校ですね、6つの中学校を1つにしたというのは、皆さん御承知のとおりでございます。

串間市といえば、市ではあるんですが、人口が1万7,400人。これは、今年の8月1日現在のデータでございまして、1万7,402名、面積が295.16平方キロメートル。ざっと言って、川南町の3倍以上はあるわけです、295.16平方キロメートルね。人口密度でいえば、1平方キロメートル当たり59名のデータが出ております。

一方、川南町はどうかといいますと、同じ時期、8月1日現在でしたか、1万5,409名の人口に対して、面積が90.12平方キロメートルで、人口密度は171名です。

一方は市でありながら人口密度が59.1、川南町は町でありながら171名という結果でございます。当然、川南町の3倍以上あって、中学校も3つあったわけです。それを1つにした

という、これは非常に物すごい苦勞というか、後々大変な、ひょっとしたら、言葉が悪いんですが、しっぺ返しというんですか、何か大変なことが起きるかなど。それを、もちろん期待はしていないですよ。そんなことが起きなければいいがなというふうに思うところです。

面積が広いから、当然1つの学校に通うにはさまざまな手段を考えていかなきゃいけないということなんですが、それを踏まえると、川南町の場合は面積が3分の1以下で、中学校2つで、しかも先ほど話しました説明では、それぞれの中学校から、今、考えているところ、今の案のところは3キロぐらいずつだと、両中学校から。だから、中学校全体、町全体を考えると、ほぼ真ん中だということが執行部の皆さんは言いたかったんでしょうけども。

そういう位置だから、場所としてもいいんじゃないかというようなことだったんですが、果たしてそれだけで取り組んでいいかな、どうかな、というのあるんですけども、一方では、串間市の場合は、福島高校——県立の福島高校が、今度新しく、今までの福島中学校を串間中学校ということで名前を変えて、そこを校舎にして新しくスタートしたということなんですが、その県立の福島高校も近くにあるもんですから、同時に、串間中学校開校と同時に、福島高校と連携型の中高一貫教育校としたというような流れでもあるようでございます。

当然、川南町の場合は、高校と一貫ということは当然考えられませんけどね、そういった流れであったようにあります。

串間も大変な、学校に対しては、中学校に対しては、大変な改革をされたんだなというふうに思うところです。

そこで、お伺いしますけども、先ほど、先日、説明のありました、いわゆる、ふるさと公園を考えているんだという説明だったんですが、このことを考えたモデルは、どこがあったのかお伺いします。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、平成14年度から29年度までに廃校となった中学校は、全国で1,484校、宮崎県では25校が廃校となっております。

県内の中学校の直近の事例としましては、今、議員がおっしゃられました串間市の事例が、6つの中学校を統合し串間中学校とした事例がございます。

そのほかにも県内でもあるんですけども、ほとんど、県内では全てが町なかの大きな中学校のほうに統合していく、新しい中学校としてスタートするにしても、そのような形でとっているところがほとんどでございます。

全国の中には、全く新しい土地に中学校を設立するというような事例もあるようでございますが、数件でありまして、私のほうも文部科学省のほうに事例の紹介をお願いしたんですけども、余り具体的な資料はいただけなかったとこでありました。

ただ、九州内には数カ所あるのはわかっておりまして、そこをまた調査、検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 統合ということで、一旦、方針といいますかね、指針が決まったら、そちらに向けて、さまざまな手段なり手続を踏んでいかなきゃいけないことになるわけですが、統合するという、当然、理由も、先ほど、今言われてましたけどね、統合の理由も要るし、進めていくプロセスで、段階で、さまざまな、やっぱり、問題なり説明会も開いていかなきゃいけないというようなことで、当然予想されてきます。

そういった中で、町長、教育長初め、町の執行部の皆さん方が中心になるというのは当然なんですけど、一方では、何ていうんでしょう、学校規模適正化審議会は、一旦、その審議会の役目は終わったんですが、今度は、学校を統合していく、あるいはどこかに建設するという段階、目標に向かって、当然プロジェクトチームなり何なりを組まなきゃいけないし、冒頭申し上げましたとおり、町民の皆さん方の意見も取り入れていくということであれば、それなりの何らか、団体でしょうかね、検討する団体なり調査——名前が今この段階でちょっとうまく出てきませんが、そういった、検討していく、協議会とでもいうんでしょうか、検討会かな、そういったのは何か、具体的に何か考えてらっしゃるんでしょうか。お伺いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 再度御質問にお答えいたします。

学校再編を調査、検討する機関としましては、副町長を委員長とし、教育長、代表教育委員、課長等を委員とする学校再編検討委員会がございます。

この委員会で具体的に検討を行いまして、新中学校の創設基本構想、仮称ですけども、これを策定し、再度、学校規模適正化審議会に諮問することになると考えています。

また、町民に対する説明も、住民説明会等を開催したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 今、教育長からも申されたように、令和8年度という説明がございました。その目標に向かって進めていくということであれば、時間があるようで、場合によっちゃあ、見方によっちゃあ、もう時間が足りないということも、場合によっちゃあ、起きてくるかもしれませんがね、段取りよく進めていただきたいと。そして、町民の皆さん方の意見も取り入れていただきたいということになるわけです。

うまいぐあい、タイムスケジュールを組みながら、漏れのないように進めていただきたいなど。結果としては、先ほどからあるように、統合していこうということになるかもわかりません。それはわかりませんが、検討していくということでしょうから、その検討がうまく進んでいくことを祈ってやまないところでございます。

それから、先ほどから、ちょっと申し上げましたけれども、一応、令和8年度に開学を考えているということなんですけど、どういった、理由といいますか、根拠を持たれて、この、令和8年なのかをお伺いします。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現時点で、新中学校創設の時期につきましては、議員がおっしゃられたとおり、令和8年

度を考えております。

それ以降になりますと、国光原中学校の規模が1学年1学級となる可能性が高く、先ほど申し上げました小規模化によって生じる懸念等がありますから、令和8年度が適切な時期ではないかと思っているところでございます。

○議員（川上 昇君） わかりました。

それで、どうしてもやっぱり、今の時点でこういうことを伺っていいのかどうかわかりませんが、一般質問の場ですから、素朴にどうなってるのかなと、不明な点は質問したほうがいいかと思って、あえて質問させていただくんですが、議会に説明があった場所は、ふるさと公園ということで、そちらのトロントロンドーム、サンA川南文化ホールがある、あのドームの近辺の町有地でございます。

今の教育委員会が入っている建物の周りの駐車場、あるいはその上のほう、あの保育所の上のほうの、畜魂碑がありますけども、あの公園の部分かという説明なんですけど、面積としては2.3ヘクタールでしたか、あるんだと。狭いようだけど、高鍋東中とか富田中もそれぐらいの面積だということだったんですが、こと、私なんか、唐瀬原中学校出身でございます、あそこ、調べてみたら6.2ヘクタールだったかな、6ヘクタール以上あるみたいです、現在が。何と云って、サッカー場を持っている中学校なんてそうそうないんじゃないかと思うんですが、それぐらい広い中学校で過ごしてきたものですから、2.何ヘクタール、想像するだけでも、そんなもん面積が足りないよというような気もするんですけどね。

一つは、土地は確かに町有地であれば、何も用地買収で苦労することはないんですが、何もそこじゃなくて、そこはそれなりにとっときゃいいし、後で何が起きるかわからない、もっと違うところを探せばいいんじゃないかというような気もするんですが、例えばどこがあるかという話になるんですが、私が、今、思いつくに、国立病院機構の宮崎病院、かつて、高等看護学校ですかね、高等じゃないかな、看護学校があったところもあります。場合によっちゃあ、川南小学校も近くにありますが、何かしら利用できることもあるのかなと。それがいいかどうかわかりませんよ。一つの候補として、そういうところもあるんじゃないかとか。

あるいは、例えば、見晴、例えばですよ、見晴地区に、民家の少ない、割と平坦な土地がまとまってあるような気がします。その辺も、川南町の地図を見ると意外と中心部なのかなと、そういう気がするものですから、例えばですが、そういうことで、何もその町有地にこだわらずに新しく土地を求めて、学校をつくるわけですから、将来に財産として残すわけですから、そういった検討も必要ではないかと思うんですが、場所についてはいかがでしょうか。お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 具体的には、教育長のほうにも答弁があるかとも思いますが、今、言われたとおり、まず、もうこしかなという判断でいくと、やっぱり、取り返しのつかない失敗をする可能性が十分ありますので、当然候補地は、出しながらいきたいと思っております。

その中で、今の段階で、私の候補は、今、言われたとこなんです、じゃあ、そこを選ぶメリットは何だろうか、いろんなことを思うと思いますが、先ほど、串間市のことを言われました。中学校と高校が一貫になると。

じゃあ、こんなときに何が一貫になるかという、私の中では、やはり、行政と農協、商工会、そういう中央部においての社会とのつながりが一つになると、そしてまた、運動公園も持っている、文化ホールもあると、教育の体育っていうんですかね、運動っていうんですか、一体的に何かできるんじゃないかなという、私の夢はあります。

ただ、議員が言われるように、この時点で、やっぱり、1カ所にする危険性は十分危惧しておりますので、いろんな可能性を探していくべきだと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 議員のおっしゃるとおり、さまざまなメリット、デメリットを検証しながら、子供たちの学習環境に一番適正なところというのを考えていきたいなと思っています。

今、町長の答弁にもありましたけれども、今の段階で考えているところは、両中学校の中間に位置する場所、それからアクセスがよいということ、運動公園や文化ホール、図書館施設、これをフルに活用できるということ、それからまた、町有地で新たに土地を所有する必要がないこと、という点で、今、ふるさと文化公園を一つ考えているところでございます。

○議員（川上 昇君） ふるさと文化公園が候補地で挙がっているわけですから、当然そこが有利になるような説明であることは十分わかるんですけどね。そうじゃないところも、やっぱり、さまざまメリットあるんじゃないかと思っておりますので、今後、十分検討していただきたいなというふうに思います。

一校ありき統合ありきになっておりますけど、話が、それはしょうがないとして、新設じゃない方法だってあるんじゃないかという議員の意見もでございます。

例えば、唐中があるからそのまま使えばいいじゃないかとか、逆に、国中があるからそのまま使えばいいじゃないかというようなこともございますので、多少の、ど真ん中じゃなくて、多少はどちらかに、ま、それたとしても、それは、何か違う方法でフォローしていけば、そういう方法だってあるなということかもしれません。そうすると、全く費用がかかりませんよね。それも一つの検討材料かな、選択肢かもしれませんが、そういうことも検討していく必要があるかなというふうに思うところです。そういった意見もあったということを御紹介しておきます。

いずれにしても、将来に残す町の大きい財産ですから、時間をかけて丁寧に進むべきことだろうと思っておりますので、ひとつ、よろしく願いしたいなというところでございます。

それでは、続きまして、次に入りますが、運動公園の再整備についてということで、これも8月2日に説明をいただいた分です。

現時点での運動公園、特に、野球場の整備については、概略説明がございました。

実施計画っていいですか、町の実施計画書、2年ごとの実施計画書の中には、運動公園の

テニスコートについては、記述がございました。中身はよくわかりませんが、記述があります。ただ、これはあくまでもテニスコートのことであって、運動公園全体のことでございません。

ここにきて、その、国体の関係で、野球場について今回取り組んでいくよ、というようなことになっておりますけれども、野球場だけじゃなくて、40年それぞれ経過しているという話もありますから、計画を立てて取り組んでいかなきゃいけないんですが、これ、長期、中期計画にも入っておりませんが、この辺についてはいかがなものでしょうか、お伺いします。

○副町長（押川 義光君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

先般からの一般質問等でも私どもでお答えしているとおりに、運動公園につきましては、私を中心となって、それぞれ関係各課等の協議というのを随時進めているところでございます。

現在のところ、就任以来3回ほどこの協議を始めまして、前回の6月に答弁いたしましたとおりに、国体の状況を見きわめながら、来年度、現地視察がある関係団体の意向を受けて整備するというところに、野球場はしておるところでございますが、あわせて、40年が経過している中で――運動公園建設から40年経過している中で――樹木の関係、それから陸上競技場の照明の関係、あるいはプールをどうするのかという関係とか、さまざまな問題点が、住民の方からも寄せられております。

そういうことを十分勘案した上で、最終的には、同時並行になってしまうような状況があるかもしれませんが、少なくとも、野球場から陸上競技場につきましては、来年度の視察を受けた後に再検討を行いまして、国体に当然間に合うように整備も行わないといけませんので、陸上競技場もあわせて、それにずっと計画を練って、整備を進めていきたいというふうに考えております。

また、パンダ公園、俗称パンダ公園といっていますが、子供遊園の部分も、非常に、平成29年ぐらいからずっと協議してるんですが、子供たちに遊びの場の提供をもっとできないかということもございますので、そのあたりも含めて再検討しているところでございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 確かに、運動公園へ行きますと、まあ、テニスコートについては今度変わってくるでしょうけれども、パンダ公園のところの横のトイレは、あれはちょっと古かったんですかね、入り口のところのトイレは新しく整備されたんですが、確かに、40年もたってくると、トイレそのものも、やっぱり、相当古くなって、補修が必要だということは当然かなと思います。

実は、先ほど、私、中学校の統合の件でお尋ねしたんですが、ふるさと文化公園に中学校を、仮にですね、持ってくるとしたときに、運動場の場所がとれないじゃないかというような話になるわけですが、いやいや、運動場はすぐ近くに運動公園が、トラックもあるよと、野球場もあるよ、プールもあるよ、テニスコートもあるよと、何なら、パンダ公園もあるよという話になるわけですが、そういったことを考えると、とも思ったりしたんですが、

それは、私が後づけで思うだけでありまして、それで、一生懸命になってここを整備するのかと、いうようなこともなくはないんですが、それはないと思うんですけどね、それはそれで、別個で考えていただきたいというふうに思うんですが、そういうふうに思ったところで

す。

余りにも、そうなってくると、町の中心部を考えると、確かに、まちづくりについても先日説明がありました、文化エリア、教育エリア、スポーツエリアとかですね、福祉エリアとか、いろいろ、中心拠点の再整備ということで、町のほうも考えてらっしゃるんですが、町全体を考えてほしいなという意見もあることも、ぜひ、頭に入れとっていただきたいなというふうに思うところです。

40年経過しておりますので、さまざま、やっぱり、あちこち、当然お金をかけて補修、改修していかなきゃいけないと、そして、今の時流に合わせて、時代の流れに合わせて、ハード面もやっぱり変えていかなきゃいかな部分もあるかと思えます。

当然、川南町でも、特に冬場は、野球のキャンプも来てますし、実業団もそうですし、大学野球も来てますし、中学生の大会もある、大学野球もある、野球だけでも結構いろんな方々が利用されてきております。当然ラグビーもありますし、いろんなことがあるんですが、整備するのはわかるんです、整備が必要だということも、当然私も個人的には十分理解できます、整備して欲しいなとも思っています。

ただ、コストパフォーマンスといいますか、費用対効果も考えなきゃいけませんから、その辺について、その費用対効果もそうなんですが、整備していく期待される効果については、どういうふうに考えてらっしゃるか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副町長（押川 義光君） 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、当然費用対効果というのは、我々は一番考えないといけないところでございますので、十分そこは勘案したいと。

ただ、今回の整備を行うことによって、現在、2月にキャンプをいただいております日本製鉄ですか——今、社名が変わりました——そういうところの要望等も以前からちょっとあります。そういうものとか、そういう方々をやはりつなぎとめることで、この町にやはりかなりの経済効果が生まれていることも事実でございます。

また、今回、ちょっと先にテニスコートをいじることになりましたが、このコートをいじることによって、屋内運動場——屋根つきの屋内運動場との効果で相乗効果が生まれまして、県央地域のやはりテニスの方々をこちらのほうに呼び寄せることができる、大会等の誘致もできる、それから、陸上競技場等をやはり今後整備していくことで、やはり健康寿命の問題ですね、今から107歳が平均寿命になるという時代をもう迎つつありますので、そういうことからやはり、現在も夕方に運動公園を歩かれている方がかなりいらっしゃいます。

そういうことを踏まえまして、やはり気楽に運動ができる状態をやっぱりつくっていかねばならない、これがやはり時代の要請かなあというふうなところもございます。

また、整備することによって、先ほどありましたとおり、ラグビー、サッカーの誘致もできます、で、町民の方々のいろんな利便性も余計増すだろうと、そういうことを勘案しましたら、やはり健康に非常に寄与するということもございますので、そこは、なかなか費用で明確にあらわせる部分もなかなか厳しいのかなと考えながら、そのあたりを勘案して、やはり整備を進めていきたいということで考えているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。費用対効果がどんな効果が期待されるかという、無理難題な質問をしましたが、当然、整備していけば、夢も膨らむような効果を期待しなければいけないというふうに思うところです。

これ、民間でしたら、お金を使ってでもPRしていくというようなことですから、民間でなくても、当然お金を使ってPRしてもいいかなというふうに思います。仮に、そういう日が来ればですね、そういった整備した暁には、そのようにぜひ進めていただきたいというふうに思うところですが、一方で、その、営業のことをお話ししますと、民間ではある程度、例えば、商品、物を売る商品については、ターゲットというのを絞って商品開発とか販売戦略とか練っていくわけですが、この運動公園、スポーツ施設の整備についてのターゲット、例えば、小中高生とか、大学生とか、いやいや大人とか、いろいろあるでしょうけど、その辺についての何か、具体的なターゲットを絞り込んだ何かというのはあるんでしょうか、お伺いします。どちらかな。

○副町長（押川 義光君） 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

今、具体的に考えているのは、あくまでも、町長の公約の一つ、スポーツ人口の交流というのがまず考えられるところであります。ただ、それだけに終わっては、やはり町民の貴重な税金を使って整備するわけでございますので、それに、町民の方々の利便性をやはり十分に勘案しなければならないというのが一番の今のコンセプトでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） そのときそのときに、具体的なやっぱり計画を立てていくということになるかと思うんですが、よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、学校の話と関係しますけども、町内には7つの小中学校がございまして、それぞれ、グラウンドとか屋内運動場——体育館ですね、こういった施設も持ってるわけですが、当然それぞれの学校がそれぞれの施設を持っていて、町には町の拠点中心部にそういった施設もあるというようなことで、そこ辺との兼ね合いということを何か考えていらっしゃるのか、全く考えてないよということなのか、そこ辺についてお伺いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 御質問にお答えいたします。

小中学校児童・生徒と運動公園とのかかわりでは、スポーツ少年団や部活動、それからスポーツクラブ等で利用することが多いと思っております。現在、スポーツ少年団が20団体登録しておりまして、333名、加入率においても公園の中では高いほうではあります。野球と

か、サッカーとか、テニスとか、そういった団体が運動公園の施設をよく使っているようです。

先ほどの御質問において、ふるさと文化公園用地に新中学校を創設する構想を申し上げましたけれども、そうなった場合は、中学校の授業、学校行事、それから部活動で大いに活用できると考えています。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、都市機能施設整備ということで、これも、先日、説明をいただきました。この関係と、この運動公園の再整備というのは、何か、リンクするというか、何か関係があるんでしょうか、お尋ねします。

○副町長（押川 義光君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

前日も申しましたとおり、やはり中心地に、やはり人の流れをつくるというものの一つであると。特に、今、運動公園については、いろんな合宿の方々がお見えになっておりますが、宿泊地から歩いて運動公園に行ける、これは県内の中ではなかなかほかの団体ではないというふうに、これは特徴として、お見えになった方々が言われていることでございます。そういうことも含めて、やはりこの中心拠点をやはり整備していくことで、人の流れをつくっていきこうと、そして、それぞれの、また、地域、小学校地域を中心に自治公民館がありますけれども、それをもとに、今度は地域拠点として、このあたりのやはり整備を図っていくと。そういうことで、地域と中心を整備することによって人の流れをうまくコントロールしていきたいというふうな考えでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。この、運動公園の再整備についても、先般の新生統合中学校の設立についても、いずれにしても、高所大所の角度から物事を見きわめながら、町民の皆さん方の御意見をやっぱり参考にしながら、進めていくということで、非常に時間をかけて丁寧にやっていかなきゃいかん事業ですから、ぜひ、よろしくお願いたいなと思います。

私も、現時点では議員ですので、議員として何かしら働く場面があれば、一生懸命やっていきたいというふうに思うところです。

いずれにしても、我が町の将来について、明るい、笑顔の出るまちづくりに皆さん取り組んで、私たちもそれに向かって進みたいと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 通告書に基づき質問します。

今回の一般質問では、4人の議員が、高齢者に対しての移動手段について質問がさまざまな視点でされ、早急に考えていくべきだと思い、私も今回、質問させていただきます。

まず、質問事項1の、高齢者の交通手段と長寿会参加についてですが、各自治体では、交

通空白地帯を埋める手段として、コミュニティバスをさまざまな運行方法で利用がされております。

川南町では平成20年10月1日から、川南町フロンティアバスの運行を行い、実証運行結果などをもとに、平成26年4月1日から、トロントロンバスという現在の一部定期路線・オンデマンド運行に移行しました。

一部定期路線とは、細を始発に町の主な病院や施設を經由しながら通浜をつなぐもので、午前7時30分から8時30分の1時間に運行しており、予約なしで乗れます。

そして、オンデマンド方式は、利用者登録をして、前日までに予約を入れて、拠点乗降場と地域乗降場のみに運行するバス。

そして、平成28年4月からは、駅前混雑解消を目的に実証運行を開始した、駅からドーム間のシャトルバスがあります。

このシャトルバスについては、始まった当時から見ますが、現在の乗車率は確実に増加し、たくさんの学生がおりてきます。その役目は十分に果たされており、評価されることだと考えます。

通告書提出後に出された成果表で確認させていただきました。通常の利用は、駅からドーム以外では5,520人とありますが、トロントロンバスが高齢者の利用として生かされているのか、その割合がどのくらいあるのか、わかる範囲でお聞きします。

あわせて、これらの利用状況のオンデマンド方式によるトロントロンバスをどう評価しているか伺います。

次に、各自治公民館ごとに交通空白地域の把握は行われているかですが、各自治公民館で、地域の問題点や活動を模索する話し合いが行われ、それに基づき地域振興計画が出され、各自治公民館活動に反映する活動が行われております。そのさまざまな活動計画の中で、5つの自治公民館では移動サポートを検討しているようですが、実際にそのサポートを実践しているのは多賀地区のみで、ほかは、アンケートをとったりする段階で、具体的には進んでいないようです。

実際に、その交通空白地域の把握を、各自治体で、自治公民館でされているものなのか、確認ができている範囲でお聞きします。

そして、高齢者の運転する車の誤発進防止装置装着への補助についてですが、最近では、テレビ報道でやるように、高齢者がアクセルの踏み違いによる事故が多発しており、ドライブレコーダーの普及に伴いその事故の様子が詳しく報道されることから、高齢者の方を始め、家族はさまざまな不安を抱えております。

昨日の同僚議員の質問で確認すると、川南町の免許取得者1万953人中70歳以上の免許取得者が2,210人となっております。それは約20%になってます。5人に1人が70歳ということですが、川南町のように交通インフラが整備されていない地方では、車は必須アイテムということで、早々に免許証返納とは進まず、不安を感じながらも日々運転している高齢者も

いらっしやれば、自分はまだ大丈夫と思う方も多いと思うし、私もその年齢に近づいても、自分は大丈夫と思って運転を続けていくと思います。実際、私の父は86歳まで運転しておりました。

そこで、ある一定の年齢の高齢者の方が運転する全ての車両に後づけできる誤発進防止装置装着への補助ができないか伺います。

次に、川南町の長寿会参加者の動向と、今後の活動支援をどのように考えていくかですが、長寿会会員は、成果表を見ると812人になってます。

長寿会参加は、さまざまな理由から参加されないこともあるかと思いますが、今回は、その参加に移動手段が確保できないこともあるのではないかと、その視点で質問いたします。

残りの質問事項については、質問席から行います。よろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの徳弘議員の質問にお答えをいたします。

4つほど、ここに通告書が出ておりますが、まず、そのトロンバススの件でございます。

3つほどあるということも御指摘をいただきましたが、大ざっぱに言って、登録者860人いるんですが、65歳以上の方が約6割でございます。

そして、実際に利用されている方が466人なんですが、これも65歳以上の方がそのうちの6割と、6割の方が利用されているという結果でございます。

この、バスについては、本当に、昨日も御指摘がありました、本当に全てをカバーできるか、できてるかという、そうでない点はいっぱいございますが、平成20年、そして26年からのトロンバススについて、利用者がふえているのは事実でございますので、それなりの効果は、評価はいただいているんじゃないかなと思っております。詳細については、また担当のほうで答弁をさせていただきます。

それから、各自治公民館の中に空白の地点があるんじゃないかと。もともと、いわゆるバス停が、半径300メートルから500メートルの範囲で設定をさせていただいております。一般的に歩いていけるんじゃないかなという、想像の距離でございますが、平成20年の実証実験のころには60カ所でスタートしておりますが、現在100カ所までにふやしております。

しかしながら、先ほど自治公民館の話もされましたが、町内でその範囲内がない——300メートルから500メートルない地域が、4カ所あるというのは聞いております。

それから、次の、高齢者の運転、車に対するいろんな装置への補助でございますが、昨日も本当に出てますし、最近ではテレビ等の報道等でも、やはり、事故についての報道があります。私も確実に高齢化になりますので、やっぱりいろんな判断は鈍るんだろうとっておりますので、それに対してのいろんな手段は、行政としてやっていくべきだと思っております。

具体的に、まだ、きのうも答弁させていただきましたが、いろんなことを、今、検討している段階でございますので、また、それは担当のほうで、可能性については答弁をさせます。

最後に、長寿会の参加率が非常に少なくなっている、その中に、移動手段がないんじゃない

いか、いわゆる、移動するときの——昨日も、足と言って訂正をさせていただきましたけど——そういうのあるのも事実だと思っております。何らか、我々も、できる範囲ではいろんなことをやっていくべきだと考えております。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

まず、トロントロンバスですが、6割の方が利用されているということですが、この登録の860人のうちの6割っていうのは、これは、あの、学生、駅からドームの場合、学生は登録が必要あるんですかね。

○町長（日高 昭彦君） 済みません。6割と言ったのは、65歳以上の方が利用登録されている割合が6割、偶然にも利用している人の割合も6割だったということで、ちょっと紛らわしかったんでしょうけど、あとは担当に答弁させます。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

町長と答弁がダブるところがあるんですけども、ことしの8月20日現在で、オンデマンドのバスの登録が860人いらっしゃいます。そのうちの利用者の数が、65歳以上の方が494人、済みません、登録者ですね、登録者の数が、860人中65歳以上は494人、57.4%で約6割。実際に利用されている方が、860人中466人。うち、65歳以上の方が494人中274人で58.8%、約6割ですね、の方が利用をされております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

先ほどのシャトルバスについては、登録は必要ないということを確認をいたしました。

では、まず274人の58%の65歳の方が利用されているということで、この利用されている高齢者の声というものがどのようなものがあるか、御存じのものがあつたらよろしくお願ひします。

○建設課長（大山 幸男君） 274人の声ということですが、詳細には、ちょっと、そこまで把握はしていないところでございます。大体、利用される方が多いのが買い物とか通院等に利用されている方が多いようであります。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 私も、皆さん、多分、議員さんも職員の方もいろんな立場で高齢者の方の声を聞くと、自分の家まで来たらいいなというのはあるんだと思うんですが、

これ、今後、町長は、このトロンバスを今後、検討していくってありますが、自分が、20年後にトロンバスがあったときに、どうだったら乗りたいなという思いがありますか。

○町長（日高 昭彦君） 20年後の自分ということが、非常に例えがわかりやすいので、そういう想定でいくと、希望としては、本当には丈夫に歩けるような体でいたいという夢はありますが、実際、なってみたら、そりゃ、やっぱ近くまで来てくれるのは、私にとっては助かることだと思います。

言いわけになりますが、現在はタクシー会社、そういう公共交通機関の協議会の中で、民業を圧迫しないということでやりくりをしておりますが、将来的にそういうことは言ってもらえないという条件が来ることを想定して、やはり新しい展開は必要だと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） やはり、使い勝手のいいものは、イコール民業圧迫ということなんですが、ちょっとタクシーのことについては、ちょっと、後でまた質問させていただきたいと思うんですが、私としては、提案としては、オンデマンドバスの運行の改善をするならば、利用登録をするわけですので、利用者の希望する乗降所を1カ所だけ認めてあげる、それが自宅であるのかってというのは、ちょっとわかりませんが、あくまで幹線沿いであるとかいうとか、少し、ちょっとそこ柔軟にする、何カ所も拠点をつくるのではなくて、そのもう1カ所だけ、別のところを認めてあげるとかいうのがあればなと思ってるんですね。半径300から500メートルって言いますが、多分、なかなかですよ、500メートルを歩くっていうのは。だから、結局、その500メートル歩ける方しかバスが利用できない、それだけ足が丈夫な人しかできないので、実際は、本当にそのままだ足腰の弱い人はトロンバスを利用できないということの現状があって、町長のよく言う、百歳体操行きましょうっていう部分も、やはり交通手段の確保ができないので、なかなか参加ができないっていう部分もあるかと思うんですね。

町長の今後の20年後を思い描きながら、また今後、計画をしていきたいと思うんですが、例えば、3番のほうに移りますけども、各自治公民館ごとに、どのようなアンケートをとったのかってというのはわかりませんが、やはり自治公民館として、まあ、館長さんたちが常駐しているわけですので、その地域の問題として、5つの自治公民館が交通手段について考えていけないといけないというのがあるので、やはり、行政と一緒にやって考えていく、そのためには、自治公民館の中でいろんな情報ツールがあるんですね。もちろん振興班長さんも来ます。民生委員の方も来ます。いらっしゃる自治公民館もあります。役員で。そういう人的なところを網羅して、やはり自分の地域がどうであるかっていうものを大きな地図、私も前回、ちょっと勉強会で言わせてもらいましたが、自治公民館でまず、空白が本当にどうなのかっていうのを、自分の館長さんたちやら役員さんを含めて、やっていただいて、本当に、その実際に、どうなのかって。先ほど、4カ所あるって言いましたね。空白が、空白地帯が。その4カ所の場所後で、また教えていただきたいんですが、本当にどういうふうな調査をして4カ所ってなったのか、とてもじゃないけど、うちの辺は1カ所もなってないで

すよね。4カ所っていう区切り、地域なのか何なのか、そこをあわせて教えてください。

○町長（日高 昭彦君） まず、4カ所については、先ほど、私が聞いている範囲ですが、300から500メートルの範囲に1カ所あると、だから、その300から500メートルの範囲にバス停がないという意味で私は理解しております。間違っていたら担当に答えさせますが。

大事なことは、我々、地方自治体でありますから、議員が言われるように、大きなルールはつくったとしても、やはり住民の皆様聞いてみて、現場に行ってみて、不都合があれば、やはりこう改善していく必要があるし、最終的に住民の皆様が喜んでいただける、使いやすいということは、当然、大事な視点にする必要があると思います。

○建設課長（大山 幸男君） 建設課のほうで、図面上で、バス停を落として500の円を書いているんですけども、その中でいきますと、通山地区に1カ所、多賀地区に1カ所、山本地区に2カ所の4カ所が空白地域ということで作成をしております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 確かに、そちらで考える空白地帯は、そうでしょう。本当に500メートルは歩けないです。ほとんどの方が、使いにくいということの声はありますので、やはりそこは、自治公民館もそういう問題提起をされているってことなので、実際に現実的なものをつまみ把握して、行政と一緒にやってきてほしいなと思っております。

高齢者の運転誤発進、これについてですが、アクセルとブレーキの踏み違いによる事故は、年間6,000件以上起きていると言われます。2017年からは経済産業省や国土交通省が、高齢者による誤操作、事故防止を目的として、安全運転サポート車、セイフティサポートカー、サポカーの制度を開始しており、自動ブレーキ……衝突被害軽減ブレーキですね……とともに普及を推進しています。高齢運転者の交通事故防止対策について、自動ブレーキの新車乗用車搭載率を2020年までに9割以上とすることを目指しているそうです。また、あわせて、後付け安全装置の性能評価として、使用時の効果や注意点などを各装置の特性などに応じ、客観的に評価し、その結果をユーザーに提供することを目的として、後付け安全装置の性能評価制度を創設しております。この制度を、どこまで進み、国としてどのように各自治体に働きかけているか、川南として知っている範囲があれば、よろしく申し上げます。

○まちづくり課長（山本 博君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

確かに、今、全国的に高齢者による誤発進の交通事故等がふえているというのは、事実だろうと思っておりますが、国のほうから実際、こういうような形でこうなさいというような、指導といいますか、通知というものは、まだおりてきておりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 高齢者が自分で気をつけるには限界があります。事故を未然に防ぐために急発進防止の安全装置の取り付けを、ぜひ推進していただきたいと思います。

この装置は、さまざまなタイプがあるようでして、調べてみますと、この装置、2つの機能で車の急発進を防いでくれる装置で、価格は約3万3,000円ということで、工賃を含んで

も約4万ほどです。これは、後づけできる、ブレーキを踏もうとして、誤ってアクセルペダルを強く踏み込んだときに、電氣的に制御して誤発進を防止するものです。また、ブレーキとアクセルを同時に踏み込んだ場合、ブレーキが優先されるものです。アクセルを急激に踏み込んだ際に、センサーが車速と信号を検知して誤発進を防止するそうです。

踏み間違い事故で一番多いのが、慌ててパニックになっているときだそうです。これは、高齢者に限らず、運転する方にとっては、そのような経験はあるのではないかと感じます。これらの装置の補助を行う自治体として、新富町が既に取り組んでいるようです。川南町でも早急に検討していただき、町内の自動車整備会社やガソリンスタンドでの推進を進めてみてはいかがかと考えますが、いかがでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 徳弘議員の御質問に再度お答えいたします。

誤発進防止の補助についてであります。今現在の、現在といえますか、平成30年度の町内の交通事故の状況を見ますと、町内で74件の事故が発生をしております。そのうちの65歳以上の事故といえますのが、17件の事故でありました。が、高齢者の事故ですね。約23%の割合で、高い数字というふうになっておりますので、この高齢者の対策も考えなくちゃいけないというふうに考えておりますが、この誤発進防止の補助につきましては、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） さまざまな検証していただきながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、長寿会のことですが、長寿会参加者が812人ということで、高齢化を考えたときには、なかなか、入っていらっしやらない方もいらっしやるし、まだ自分は長寿会という年齢ではないよということもあると思うんですが、その中で、やはり、人の活動内容のソフト面は、それぞれの長寿会でされますが、ハード面として、参加できる交通手段を全面的に担保してあげることが行政の力として必要でないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しの答弁になりますけど、やっぱり住民が困っている状況に寄り添って、少しでも住みやすくなる町にするというのは、我々の最大の仕事だと思っておりますので、検討は当然すべきだと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） 検討、早くやっていただきたいと思ひし、例えば、私、何回も言ひますが、JAでやられている、週に1回やられている、げんき宅老所いきいき塾では、車の送迎や買い物ができるということから、登録者も多く、現在は28名で、スタッフの関係でたくさんの方が受け入れられないということで、待機者もいらっしやるそうです。これで、たくさん的高齢者の方が利用されていきます。行く手段を担保してあげることが、さまざまな活動の1つになるかと思ひますので、早急に考えていってほしいなと思っております。

この第1問の質問事項全てに対しての質問ですが、現在、川南町では、先ほど、町長も言

われました民業ですね、どれくらいのタクシーが運行されているか、把握されていればお教えください。

○建設課長（大山 幸男君） 手元に詳細の数字がありませんので、また後でお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員（徳弘 美津子君） 私も、しっかりした数字はわかりませんが、多分、1桁台、両手に足りないくらいしか稼働していないっていう感じだったと思うんですね。

国土交通省は、定期で乗り放題となるタクシーを制度化について発表を行ったそうです。この定期券ですが、鉄道の定期券のように対象者、エリア、時間帯を限定した定額タクシーの実証実験、調査を2018年度に実施して、制度化に向けた検討を行っております。割安にタクシーを利用できることによる利便性向上や、利用喚起を図るのが目的とありますが、このような制度については、どのように把握し、今後の動きなど、わかっていらっしゃればお教えください。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと勉強不足で、そのあたりまでちょっと調べられていないとございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 早急に、こういう、私もちょっと調べた範囲だけなので、ただ、国土交通省がきちんとそういうので明文化していますので、ぜひ、調べていただくといかないかと思っております。

先ほどのコミュニティバス運行に関するときでも、先ほど、町長も言われました、交通会議という会議で、さまざまな意見の中で、結局、このような使い勝手の悪いトロントロンバスの運行をされていますが、一番は、使い勝手のいいコミュニティバスなど、民業圧迫の一言で前に進めていかれないのではないのでしょうか。電話一本で迎えに来てくれて、目的地までドア・ツー・ドアで移動できるタクシーですが、実際、川南町では、その量が少ないのかわかりませんが、非常に台数が少なく、昼間に限らず夜間も飲食店でタクシーがない状態で、非常に苦勞されていると言われます。

そこで、高齢者などに限定したタクシーの定期券、つまり定額乗り放題を提案することで、ある一定の利用者数を見込めることで、タクシー会社が増車を考慮していただくことが可能になるのではないかと考えます。

調べてみました。このような、どういうことを取り組んでいるのかなと思って調べてみましたら、これ、多分、福岡だったと思うんですが、70歳以上を対象に事前に登録した自宅、いつもの買い物先、かかりつけの病院の3地点間の登録をします、で、日中のタクシー利用を1カ月単位の定額料金で乗り放題にするもので、料金は、3地点の住所の組み合わせで決まります。金額の設定の積算方法は難しいと思いますが、少なくとも、マイカーの維持管理費、つまり車の減価償却、税金、車検代、任意保険などを月額で換算し、自分なりの車に対しての経費より軽減できるなら、こういう手段もあるのかなということが考えられるのでは

ないかと思っております。

これは、タクシー会社とのタイアップを行政としても後押しをして、一定の補助をすることで、コミュニティバスにかわる高齢者の交通手段として生かされるのではないのでしょうか。そのために、先ほど言った各自治公民館で交通空白地域の調査をし、距離や実際に利用できる高齢者の把握を割り出し、実際のタクシー会社がどれくらい増車をすることが可能なのかということが考えられると思います。

現在のコミュニティバスは、事業は、委託料として1,200万円になっております。タクシー定期券の補助金はその金額よりふえるかどうかはわかりませんが、ぜひとも、このような方法もありではないかと、一考していただきたいと思います。

最後に、私、自治公民館で有志を募り、有償運送の許可をとりながら、地域の高齢者の住みよい地域づくりを考えたこともありました。しかし、ある一定のボランティア性が強いものは、継続的なことが難しいと考え、やはり、それをなりわいとしている民間のノウハウと安心性を考慮するタクシー会社とタイアップした定期券とか定額乗り放題へ移行していくこともありではないかと思ひ、このような一般質問をいたしました。

町も社会福祉協議会を中心に、川南町地域福祉推進会議という会議が9月4日に第1回で開催されたと聞きます。やっと、高齢者の移動手段について話し合われていくときが来たと思います。私も自分が、その年齢にそう遠くないときが来ます。うちは御存じのように、本当に一軒家なんです。車が運転できなかつたら本当に苦労します。うちはタクシーを使うという手段でいいのですが、今、きちんと調査をし、来るべき超高齢化時代に向けて、よりよい方策を考えていって住みよいまちづくりを目指していただきたいと思います。

最後に、もう一度町長の思いをよろしくお願いします。早急に手を打つことについて、よろしくお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど、早急に手を打つと言いましたけど、実際はいろんなことで検討を始めております。その委員長がまた、副町長ですので、最後に答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

私が公共交通会議の議長という立場でございます。せんだってから、第1回目の会議を行いまして、会議の中で何も言わなくて帰るのもということで、私、議長の中で、いろんな業界の方に、今の現状の御意見をいただきました。それで、タクシー業界の方いわく、やはり、運転手がいらない、需要があればタクシー自体の増車はできるんだけど、それを運転してもらう方がいらっしやらないというのが実態であるということではございました。

そういうことを受けまして、私も、実際いろんな交流会の後にタクシーを利用するようにしているんですが、ほとんどが、運転手の方が私たちの10歳上、70歳台という方が、一度引退されながらも、また帰ってタクシーに乗ってらっしやるという実態もあるようでございます。ただ、議員おっしやるように、いろんな手だてがふえれば、やはり民間でございますので、投資も行って賃金も高くして需要に応えるというのは、あるとは思っておりますが、現

状の中では、なかなか厳しい状況ですという御報告がございました。そういうことも踏まえながら、我々は、じゃあ、次の手段は何がいいのかというのを一番、地域の皆様方とやはり協議していかなければならないかなと考えているところでございます。もちろんタクシーもでしたけれども、バスも同じ状況ということでございました。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 本場に、労働力の不足ということさまざま分野の中であるし、タクシーの場合は、私、わかりませんが、出来高払いなのかな、だから、乗せたほどというものがあれば、若い人は、もちろんそういう仕事は望みません。だから、ある程度、一定の収入がある人っていう、なったら1回リタイヤした人たちがなるのかなというのと、ちょっと、免許の中で、すごいハードルが、人の命を預かるということなので、人の命を預かることで、やっぱり高いという、ハードルが高い割には賃金がなかなかという世界もあると思います。そこに、人的投資をどうするのかというのも、行政も何かいろいろそういうさまざまな、それこそ、労働場所を提供という形の中で、あってもいいのかなと思うんですね。ある程度固定的な給料を担保してあげながら、まず、「卵が先か」という世界になるんですが、どっちが先なのか、まず、そういう土壌をつくる、車ありますよという土壌をつくるのが先なのか、いやいや、やっぱりある程度一定の利用者を見込める、こういう補助制度をして、登録をすることで、毎月確定的な定期を買われる方が決まったときに、じゃ、そこで何台分の担保ができるねといったときに、じゃあ、行政として不足分はこのぐらいでしょうねって、1台のタクシーが500万なのか知りませんが、人件費入れて、そこわかりませんが、そこが担保できるような形で、やっぱり、民間、一緒になってやっていく努力を今やらないと、本当に川南は若者どころか年寄りさえも住みにくくなってしまう。

多分、町長も選挙で御存じでしょうけど、本当に周辺部にたくさん家ができています。町、集約を、コンパクトシティというのはほとんど、やっぱり難しい状態の中です。山間部、遠い人たちこそ不安を抱えながらいく、で、もう、じゃあ、この町に住まないという選択をするのではなくて、やはり、ここにいても間違いなく交通手段が確保できるというまちづくりを目指すのも一つではないかなと思っております。よろしく願いいたします。

次にです。犬猫の保護についてですが、迷い犬については、保健所への報告により保護されますが、猫については保健所に届け出ができないことの原因ですが、ちょっと私の体験の中で、このような場合の対応に自治体としてどのようにお考えなのか伺います。

先日、ある高齢者でひとり暮らしの方が、自分の敷地に猫を捨てられて困っていると連絡がありました。そのお宅は、既にたくさんの猫を飼っており、皆、同じように捨てられて育てている猫でした。保護を担当課に確認したら、現在、犬については保健所に届け出できるが、猫については引き取りができないと言われました。私なりに、その方には、「御自分の猫以外に餌をあげなければ、どこかに行くのでは」と無責任な答えをしましたが、「自分のところの猫の餌は食べるから仕方ない、可哀想だ」と言われます。別の方は、やはり猫が来

るので、役場に相談したら、水でもかけて追い出したらと言われたそうです。行政として、今、できることが考えられないか、よろしく願いいたします。

○環境水道課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

犬猫の保護についての御質問でございますが、御存じのように、迷い犬等の保護については、狂犬病予防法の法律に基づきまして行われております。猫については、法律等の規制がないために、地域で野良猫等の保護等はしていないのが現状でございます。

今、言われましたように、野良猫を捨てていく、そういう部分の場合の、町としての現在の対応としては、居つかないように餌をやらないでくださいとか、猫よけのにおいのスプレーを入れてくださいとか、そういう部分でいっている現状がございます。あくまでも、引き取り先がないという部分になりますので、町としてもそれ以上の、居つかないようにしていただくしか方法がないのが、現状の状況でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） そこにいなければ、どこかに行くわけですね。で、どんどんふえていく形になります。まだ、そう大きな問題ではないのは、多分、川南の地域性が広いので、よくわかりにくいんだと思うんですが、やはり行政として、例えば、引き取って譲渡会を開くとか、なかなかそこは難しいかと思いますが、宮崎のほうで、やっぱり、そういう捨て猫、捨て犬の譲渡会とかもあっておりますので、そういうことも一つ考えていただくような、NPO法人をつくっていただいたりとか、そういうのもあるんじゃないかなと思っております。

動物愛護法、ちょっと調べてみました。第6条の罰則その3では、愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処するとあります。いわゆる捨て犬、捨て猫のことです。旧法では、50万円以下だった罰金が100万円以下にまで引き上げられました。置き去りにする行為は全て遺棄とみなされ、処罰の対象になります。このようなことから、その告知を、ぜひしていただき、できましたら、先ほどのように、自宅に捨てられることが多いお宅に、自治体として看板などを掲示していただきたいと考えます。それだけで、捨て猫が減るとは考えられませんが、そのような法律のもと、処罰があることを知っていただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○環境水道課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

徳弘議員もおっしゃりましたように、動物愛護法の中で、捨て猫、捨て犬に関しては、100万円以内の罰金という規定がございます。この部分に関しては、そういう、町からの広報等について広報するとともに、役場の環境水道課のほうで、看板とかそういう部分に、必要があれば、申し出があれば、そういう看板等についても対応している現状がございますので、そういう場合は、役場の環境水道課のほうに連絡していただければというふうを考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） では、役場のほうでそういう看板をつくっていただくということをお話をして大丈夫ですね。言っておきます。

あわせて、犬猫の避妊・去勢手術に対する補助金の考えですが、先ほどの捨て猫も自分の家では飼えない人が無責任に捨てていくこともあると思います。このような命をつくらないために、避妊・去勢費用の一部を負担することができないか伺います。特に、猫については、保健所での対応ができないとすれば、自分の家の犬猫に制限をかける手段として何らかの補助金は有効ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○環境水道課長（篠原 浩君） 犬猫の不妊去勢手術の助成についての御質問でございますが、川南町としましては、現段、助成がないわけですが、犬に対しては、法律で登録制のため、飼い主の、不妊去勢手術については、飼い主がちゃんと登録して予防注射を打つという部分がございますので、そちらの部分に関しては、飼い主の責任のもとで行われるものと考えております。猫については、法律的な規制もなく、家の中で飼う場合、それから家の中、外で飼う場合、また基本的に外で飼う場合と、家猫でも飼養形態がさまざまであり、また野良猫等との区別もつかないことで、いろいろな、議員が言われたような苦情とそういう部分が役場のほうにも年数件ほど寄せられているのが現状でございます。

飼い猫につきましては、ペットを飼うということは、その命に責任を持つという部分でございますので、早急に不妊去勢手術を行っていただき、飼養頭数を管理していただく必要があるものと考えております。

また、地域の野良猫関係につきましては、他の自治体では地域で管理している地域猫という部分で、そういう部分に関して助成とかを行っている自治体もございますが、本町では、こういう部分に関して、飼い猫、野良猫、地域猫、そういった区別が現段階では、なかなか困難な状況でございますので、この部分を検討して、今後、対応していく必要があらうかと考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 今まで、こういう質問をした議員もいないんかと思うんですが、私もちょっと調べてみますと、全国でやっぱり、これらの費用を助成しているところ結構多いんですね。特に、ある県については、物すごくたくさん市の町村が取り組んでいるところもあれば、九州では少なくても、多くても3市町村で留まる、宮崎県内ではほとんどありません。こういうのも一つの、まあ、費用としては、大体去勢費用が1万2,000円、雄と雌で違いますが、去勢避妊で1万2,3,000円とか、1万5,000円ぐらいだったかな、と、去勢のほうで、五、六千円の世界で、獣医によって違いますので、こういう取り組みをすることも一つの、もちろん飼い主が責任を持つのは当たり前なんですよ、そこをふやさないという工面も大事ではないかなと思っています。先ほどの犬猫などの声ですね、これ、やっぱり声に出せない方がたくさんいるんです。だから、こういう場でしか、私も言えませんが、こういう声も聞いていただくことも必要ではないかなと思っています、このような質問をいたしました。

今後ともよろしくお願いたします。

最後です。職員に対する諸確認ですが、これ簡単にいきますね。

採用時により、免許証の確認を行っているか、では、採用時点ではどのような確認をされているのか、そしてそれらを継続的に更新時などに確認をしているか、また、車両に関する任意保険加入の確認を行っているかについてですが、一般の会社で事業所では、採用時に免許証の確認は当たり前ですが、通勤車両の任意保険まで確認されます。実際に川南町ではそのような確認作業は行われているかお聞きします。

○総務課長（新倉 好雄君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

初めに、採用時に免許証の確認を行っているかという御質問でございますが、新規採用時におきまして、所属先において免許証の有り無しを確認し、公用車の運転が可能かどうかを判断する、確認しているところでございます。また、方法としましては、免許証の提示により確認をしているところでございます。

また、継続的に更新時期などに確認をしているか、また車両に関する任意保険の加入等の確認は行っているかという御質問でございますが、各職員の免許証の更新時に合わせ、免許証が更新されたかどうかについては、定期的には現在、確認はしておりません。また、公用車につきましては、全車、任意保険に加入しておりますが、各職員の私用車については、任意保険の加入の有り無しまでは、現在のところ確認はしておりません。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 今まで、任意保険の確認はしてないんですね、川南町役場の方たちの職員の方はしてない。（「はい」と呼ぶ者あり）今まで。それは、やはり、今後考えていけないといけないのではないのでしょうか。町長、どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 事故ということに対して、安全という面に対しては、最大限の配慮をすべきであろうと思います。川南町において、そういう保険の加入を確認してなかったというのは、現状でございますので、必要なことは当然やるべきでありますし、デリケートな部分であるというのは、個人情報、強制的にはできないにしても、我々は安全の確認はすべきだと考えております。

○議員（徳弘 美津子君） 私がこのような確認をする質問は、7月に、運転免許証を取得したことがない小学校の教頭が約30年間、免許がないまま車を運転して、道路交通法違反の疑いで、現行犯逮捕されたとありました。また、ある大学の教授が運転免許証の取消中に車を運転したとして、道路交通法違反の疑いで現行犯逮捕とありました。このようにあり得ないことがどこかで防げなかったのか、やはりこれらの確認事項は、その所属する事業所や官公庁など、厳しいと感じるのではなく、職員を守るために定期的な提出をさせることで、未然に防げるのだと思います。切りかえごとの提出では、その手間は大変でしょうが、3年に1回とか、ある一定の期日を決めて免許証の確認作業や任意保険の加入状況は調べる必要は、これは職員のためにやっていただきたいと思っております。最後にいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 職員の、全職員の免許証の確認はしております。でも、さっき総務課長が言ったとおり、定期的にこれまでやってなかったのは現状でございますので、改善すべき点はしっかり改善させていただきたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） よろしくお願ひします。

済みません。先ほどの、ちょっと1問目の問題で、質問で言い忘れたんですが、長寿会の参加の少ないかと感じる部分ですが、たくさんの方がいらっしゃるので、より参加。で、長寿会連合会の対する経費っていうものは約200万ぐらいなんです。この成果表で見ると、老人クラブ活動助成事業というのがありまして、この中でいくと、長寿会連合会及び単位長寿会の組織活動に要する経費を助成し、活発な活動と円滑な運営を支援したということで、予算的には補助交付金として192万4,000円でところですね。

これは多いと感じるか少ないと感じるかと思いますが、私も自分の母がデイサービスに利用していたんですが、デイサービスは9割が介護保険からの負担ですね。ざっくりと計算すると多分年間200万近く要るわけですね。1人の介護者の費用ほどなんです。この長寿会の、今、元気で活動している方たちの後押しとして、やっぱりそういう交付金も必要で、なるべく負担のない、活動するのに負担のないことを考えてあげることも必要でないかと思ひ、交通手段とあわせて、そこあたりも、今後、考えていきながら……私がいずれ行く長寿会です。もうあと10年後です。そのときに、ちゃんと番野地長寿会があってくれるといいなと、あるだろうと思ひ、そのお世話を私もしたいと思ひるので、やはりそこが円滑な運営ができて、みんなが入りたいという長寿会であってほしいなと思ひます。

そのために、行政として後押しできる交通網の整備であるとか、交通弱者に対してしていただくことが、川南の、若い人ばかり、移住ばかりじゃないんですよ、やっぱり、今から来たり来る超高齢化時代に向けて、そこあたりも同時に考えていってほしいと思ひますが、そこだけ、町長の見解……。町長も4月に選ばれて、私たちと同じです、町民から選ばれております。もちろんいろんな経緯の中ではありますが、やはり自分がこうやりたいという思いが、その町政に反映されてもいいのかなと思ひておりますが、最後にこれら全ての質問を含めて、町長が、どのような町で、自分がどう考えるかっていうものをあわせて、言っていたければありがたいです。

○町長（日高 昭彦君） 一言で言うならば、本当に最後まで健康で動いていられる、そんな町、健康なまちづくりというテーマで、今後、進みますが、費用対効果という言葉を使いましたけど、今、高齢者に対して、私も必ずありますが、運動をしてる高齢者とそうでない方で医療費が10万違うというのは、全国的な明確なデータが出ております。それをもって宮崎県がこれから取り組むわけですが、じゃあ、川南町でそれが2,000人になりましたよとなると、そこに2億円がありますので、それは当然、今言った交通手段の確保であるとか、これから必要なことに対しては、しっかり、また道は開けるんじゃないかなと思ひます。逆に何もしないと、寝たきりで、今度は逆にマイナスのほうの金額になっていきますので、そ

こら辺は、できることで我々も想定はして、しっかりとその意味を伝えて、このまちづくりに生かしたいと思っています。

○議員（徳弘 美津子君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 通告に従い、公共施設の改善について質問をいたしたいと思えます。

多賀地区自治公民館では、敬老会を実施するに当たって、問題点等についてアンケート調査をいたしまして、出席率を高めるべく行動されておりますが、当然としての答えが足腰の不自由さによる会場での床、座席また和式トイレによる原因の欠席者が多いことに気づかされましたが、このことは、多賀地区に限らず、あるというふうに思われます。本町の最大の課題である人口減少にも関係することではないでしょうか。

地域の活性化を図るためには、年度初めに町が開催する、全振興班長に声をかけ、地域づくり大会が開催されます。私は、毎年参加しておりますが、参加者がふえている状況には感じていません。地域づくりの中に自治公民館とのかかわりがわからずに、ただ講演のよしあしに終わっているような感じがしてなりません。

このたびの多賀地区自治公民館の敬老会参加へのアンケートは、的を得た調査であり、地域住民の心を知る上で大切なことだと思ひ、質問をさせていただきたいと思ひます。地域におけるイベントの出席が良くなれば、自然と町の活性化が図られることと思ひます。出席者の立場、考え方を踏まえて再度、あらゆるイベント等の出席者向上につながるような町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

あとは、通告の内容にして質問席から質問をいたしたいと思ひます。

壇上でも、公共施設の改善についてということで申し上げましたが、1つずつ、通告に従いですね、質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に学校施設の設置状況につきまして、昨年からのいろいろな対策も練られております。現況の状況について、どういうふうに改善されているか、報告をお願いしたいと思ひます。

○教育長（坂本 幹夫君） 竹本議員の御質問にお答えします。

小中学校トイレの洋式化の状況につきましては、7つの小中学校全体で287基あります。その中で、77基が洋式でございます。洋式化率が28.8%であります。平成28年度時点では、本町小中学校トイレの洋式化率は19.5%でありましたので、この3年間で洋式化が約9%向上しております。今後も継続して推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 今、各家庭におきましては非常にそういったインフラ対策というものもう100%に近いものだというふうに思っております。公共施設の中におきまして、先ほどの、設置状況は28%ということございまして、昨年から10%ですか、そういった形が上昇ということございまして、今後どのような形でトイレ等の学校での施設改善に向か

われるのかお伺いしたいと思います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当面の目標といたしましては、洋式トイレの設置のないトイレの場所ですね、場所がまだ小中学校でですね、7カ所ほどございますので、そこにまず1つずつは付けたいと考えております。

その後、小中学校の体育館で先ほどもありましたが、イベント等がございますので、体育館のトイレもしくは体育館近くのトイレの洋式化率の向上を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議員（竹本 修君） いつごろまでに、あと何年という先ではないだろうというふうに思うんですが、環境として、子供における環境ですから、絶対的に早目早目の対策というものはあるべきじゃないかと思うんですが、行政といいますか、町側が考えます100%設置というものはいつごろになるだろうというふうに思いますか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在のところ、いつまでに何基というような具体的な計画は立てておりません。それと、全てのトイレを洋式化、100%というところまでもっていくのがいいのかどうかというの、ちょっと議論がございまして、和式がいいという、まあ、人の座ったところに座りたくないというような児童生徒もいるということもございますので、そこが、どこまでがいいのかというところもちょっと検討の必要があるかなと考えているところです。

以上です。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時56分休憩

.....
午前11時06分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（竹本 修君） ただいまの答弁の中で、小学校・中学校においては、全面的にやる必要性はないっていうお話でございましたが、そこばかりを申し上げているわけじゃございません。私も2番目に自治公民館等の設置状況ということで掲げておりますが、これらのイベント等の開催に当たっては、小中学校の施設といいますか、そういったものを利用する場が非常に多ございます。

先ほど言いました敬老会につきましても体育館等の使用があるわけですが、それらについてのその人数を考えていった場合に、小学校でのそういった施設の改善、そういったものがなければ、先ほどアンケート調査をいいましたが、人数の見合った形の改善といいますか、インフラ対策ではないけど、そういったことがなされなければ、なかなかいろんな会議等の

出席とか、そういった形にはならないだろうというふうに思いますが、そこあたりの町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） インフラ整備については、生活に必要な施設でありますので、公共の機関が整備するのが基本だと考えております。

その中で、今、議員が言われるように、じゃ、どのぐらいの人が使われるんですかとか、そういう把握は当然必要でありますし、それによつての数字、数字っていうんでしょうかね、数はいろんな検討の余地はあるかとは思っております。

○議員（竹本 修君） それでは、自治公民館が別館等にそういったトイレ等の設置がされてますが、改善の状況をお聞かせをいただきたいと思います。

○まちづくり課長（山本 博君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

自治公民館のトイレの状況であります。この6地区あります中で、まず、男子トイレにつきましては、洋式が1カ所ずつとなっております。女子につきましては、平成30年度と今年にかけて、山本、東、通山、多賀別館のほうの女子トイレをそれぞれ1カ所ずつ洋式に変更しております。

今現在、和式が残っておりますのが中央地区のみ1カ所、和式が残っている状況であります。

以上です。

○議員（竹本 修君） 自治公民館の今の設置状況ということにつきましては、ただ別館内にある施設の中のことだろうというふうに思うんですが、それらにつきましては、別館等で開催する場合とかイベント等は、多賀で申し上げれば四、五十名の最高の人数だろうというふうに思うんですが、それで十分に足りるだろうというふうに思うんですが、なかなか、今回の敬老会につきましては、体育館使用ということで伺いをなされているわけですが、その中でアンケートにおきまして、「トイレが困難だから欠席します」というのが、女性においては半数ぐらいの方が記載をされております。特に、今度は場所的に座席、そういった、机を使ったテーブル方式じゃないおかげさん、おかげっていいですか、ものでそういうところにはとてもあぐらなどかけませんということで、なかなか対応をされないということの欠席の中にはあるようなんです。

それらを考えていった場合に、今からこういった形で参加率を上げていくかということでは、そこあたりの改善がぜひとも必要になってくるんじゃないかと思うんですが、これは多賀地区だけじゃないというふうに思うんですが、そのあたりの町長のお考えをお願いしたいと思いますが。

○町長（日高 昭彦君） 議員が、多賀地区を中心にいろんな活動に積極的に参加していただき、かつ、人も集めていただいていることに関しては感謝申し上げたいと思います。

冒頭に議員がいわれたとおり、やはり、参加があるというのは活性化につながりますし、一番は住民参加と情報の共有が、これからの地域づくりには、もうなくてはならないものだ

と思っております。

その中で、今、トイレの問題と椅子の問題、だから参加しないんだと、理由があるということですので、私もこれは重く受けとめていくしかないなと思います。

早急に、すぐというのは、ちょっとまだ返答もできませんけど、そういう、今、話を聞いて、これは今後大事なことになってくると思っております。

○議員（竹本 修君） 多賀地区で今、取り組んでますこの敬老会の開催につきまして、一つは、暑さ対策ということで1カ月おくらせました。10月の12日ということで開催を考えておられますが、それらの参加につきまして、こういった形でやるかちゅうことで、この、机を使ったテーブル方式で考えたいと。5人1組のテーブルを、200名近くのそういった形を対処したいと。

それから、時間的には、もう時間も制限が出てくるわけですが、最高2時間だろうということで設定して、その前に集合時間に30分なりかけて、中身としては2時間の設定で、11時から1時までという形でしておるところでございます。それとあわせて、時間の設定もなんですが、足——先ほどから交通手段ということで、いろいろ参加に当たっての話がございましたけど、多賀におきましては、自分とこの地区におきましては、16名の方が70歳以上で敬老会の参加ということで地区をまとめたわけなんですけど、6名の欠席者、あと10名については、5名の方は自家用車で行く、参加すると、そして5名につきましては送迎をお願いします、ということで、送迎については、各地区ごとにまとめて、足のない方については、そういった対応をやっていくという話でございます。なかなか対応に難しいんですが、そういった形でやっていこうという話でございました。

それとあわせて、欠席者に対しまして、記念品とかそういったものについて、どうであろうかという話でございまして、しかし、それは全員届けるべきじゃないかということで、もちろん、個人の、老人の方、敬老会参加ということでも呼びかけたわけなんですけど、なかなか協議の中におきましても、振興班長が、地域の振興班長が努力してそこあたりは声をかけたらという話でございまして、この出席者のアンケートにつきまして、全部振興班長の協力のもとでやったということでございます。そして、今度参加に対しまして欠席が半分以上あるわけですが、それらにつきましては、全部振興班長を通じて届けようという申し合わせがこの前したところでございます。そして、どうしても、地区の大きいところにつきましては、手が足りないということで、役員等の張りつけをやりながらやっていきたい、一人でも欠かさないような形でやっていこうという形でなされておりますが、何分にも、やっぱりお金が伴いますから、その工面等もやってるわけで、先ほどいいました会場でのテーブル方式、これにつきまして対応するという形で予算的面も考えておるところでございます。

そういった形をとることによって、出席者がよくなるんじゃないかと期待感のもとでやっているわけですが、これらについて町の考え方として全体的な普及といいますか、ならないだろうか、ということをおいて質問をさせていただいておりますが、再度お答えをお願いし

たいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 今の、やっぱりテーブルの方式であるとか、移動手段の工夫を
するとか、欠席者に記念品を届ける、いろんな形で本当に取り組んでいただいていることに
改めて感謝を申し上げたいと思います。

どんな会でもイベントでも、主催者側からすると、いかに参加者が来てくれるか、もう、
ずっと永遠の悩み、テーマだと思っております。

先週の週末、山本地区で初めて夏の盆踊りを開催していただきました。実は2週間雨でず
らして、また雨だったから、結局体育館でやったんですけど、議員の方も半数以上来ていた
いただきました。本当に涙が出るぐらい元気がある祭りだったし、最終的には、人が集まること
でありますので、主催者側の熱意が伝わればいろんなことで口コミで広げていけば、まだま
だいろんな可能性はあるなと思っております。

となると、いいかえれば、役場側も、我々もしっかり口コミで、機械的ではなく、しっか
り伝えていく部分というのはこれからの時代には必要なだろうと、議員が今やっておられ
ることを我々行政としてしっかりサポートさせていただきますし、また、自治公民館の役員
の皆さんとも一体となって、何かいい方法があればということは、これからも考え続けてい
きたいと思います。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

私は、こういったイベントが一人でも多く、まちづくり大会でもそうですが、出席者が多
くなれば、先ほど同僚議員の中で川南が選挙の投票率が一番低いと、そういった地域におい
ても、そういった手のつながりがあれば一つずつ増えていくんじゃないかというふうに思っ
ております。

そういうことを踏まえて、この自治公民館におけるところのインフラ対策といいますか、
そういったことにもやっていただきたいと思っております。

次に、そういう意味で屋外農村公園におきましての公園等における施設の管理ということ
で、非常にここも、サッカー場であればいろんな形で町外からも見えますが、そういった形
につきましても利用度の高いものがあるというふうに思うんですが、屋外でのその施設の管
理状況をお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

農村公園における施設の設置、管理状況についての御質問でありましたが、まず、農村公
園につきましては、農村地区におけます農業者等の在住者の福祉向上を図るために農水省の
補助によりまして、昭和50年から60年にかけてが第1期、また、平成5年から14年にかけて
が第2期ということで、第1期目に、現在、存在しますのが9カ所、第2期目の平成に入っ
てが3カ所ということで、12カ所町内にございます。

施設の目的からして現地における維持管理におきましては、草刈り等を含めまして、利用
者の皆様の多大な御協力をいただきながら、管理していただいているところでございます。

ただ、大きい施設がちょっと数カ所ありますので、そこ辺については一部、業者に管理委託をしているところでもございます。

あとトイレの設置状況ということでよろしいですか。

○議員（竹本 修君） はい

○総務課長（新倉 好雄君） トイレの設置状況でございますが、各農村公園、男性用の便器と和式トイレがそれぞれついております。ただ、先ほど話しました昭和50年から60年にかけて設置したトイレにつきましては、もう非常に老朽化も進んでおり、また、タイプも、くみ取り式ということでもありますので、利用者の皆様には非常に御不便をかけているところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） お話を聞いてみますと、農村公園等につきましてはのトイレにつきましては、和式という形でなされておるといふふうに思うんですが、数多くありますけど、利用度の高い猪久保の公園等の利用、それから、十文字等につきましてはの小中学生から送迎の父兄の方、そういった利用度が高いところはあるといふふうに思うんですが、それらの改善については、お考えはないのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

農村公園につきましても、先ほど御説明させていただきましたように、少々規模が違う大きい公園がございます。大きい公園につきましては、御質問にありましたように各種少年団の活動等にも利用していただいておりますので、各農村公園の利用状況はそれぞれ違うといふふうに認識はしております。

先ほどありましたように管理等を地元の皆様の御協力をいただいております皆様の、管理していただいている御意見を聞きながら、可能な方法で施設、利便性の向上には努めてまいりたいと考えております。

○議員（竹本 修君） 私も、この質問するに当たって、大体の公園については見てきております。それにつきましては、障害者用のトイレ等については、各大きいところにはございますが、先ほどいいますように、洋式という話の設置等は見受けられませんでした。それに付きまして、お話を伺いますと猪久保のほうの公園の方だったろうといふふうにと思うんですが、女性の方はどうしてもできないということで、10号線のコンビニまで行ったという話も聞いております。確かに、イベント的に、県内じゃないけど、郡内じゃないけど、そういった催しの大会等もございますけど、しかし、それを受け入れる川南町としての考え方というものがなければ、いけないんじゃないかといふふうに思いますが、そこらあたりにつきましても考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 今の話でトイレということに限定していただけるならば、やはり、時代の流れの中に、我々も議員もそうでしょうけど、昔、洋式というのは私も見たことがございませんでしたので、当時は想像してませんでしたけど、現在においては、各家庭が

ほぼ100%、今の子供たちは逆に和式を知らないということなのかもしれません。

やはり、必要なことは、時代が変わっていく中で、人間として快適に暮らせる方法は選んでやるべきだと思いますし、例えば、イベント会場に洋式が仮に設置されてないのであれば、近くにはどこがありますとか、先ほどのコンビニも含めて、案内とか、今よりも少しでもよくなることは常に考えていくべきだと思います。最終的には、議員が言われるように、しっかり整備してあげることが一番だとは思いますが。

○議員（竹本 修君） 確かに、即座に明日やりますわ、という話じゃございません。しかし、現実的に対応をしなくては、先ほど言われますように国体に合うような形の整備をしたいと、総合的にやっぱりそこに頭になれば、そういった対策の設計の中には入っていないだろうというふうに思います。

それで、私ごとなんですけど、平成13年に、白鬚の公民館といいますか、振興班の公民館をつくったわけですが、そのときに、真っ向から反対されました。洋式じゃない、和式のほうがいいという話でございましたけど、しかし、それを何日かかけて、やっぱり洋式であるべきじゃということでしたおかげで、今何も、一言も苦情をする方はございません。

ですから、時間の流れとともに、そういった形があるだろうというふうに思いますが、しかし何かをやる場合においても、いろんな形で早目に早目に対応しなければ、やっぱり、活気といいますか、そういったものの人のつながりというものは、私は、できないだろうというふうに思います。

一つずつ、こういった形の、他の町よりもここだけはいいんだというものをやっていかなければ、何を初めにやるかということの選択ですから、お金の使い道も、やはりそういったもので、やっていただきたいなというふうに思っております。いろんな形で、私もいろんなイベント等に出席させていただいておりますが、つながりを一つずつ大事にしていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、先ほどからお話がございましたけど、この運動公園等の整備、いろんな形の整備があるだろうというふうに思いますが、その中の1つとして、考えを前向きに考えていただきたいと思うんですが、もう一言、そこについてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（日高 昭彦君） 今、初めてお聞きしましたが、平成13年の白鬚の公民館の件は、さすがだと。

我々も、よく言われるのは、決断するとき、決断力。しかし、それにはやっぱり先見性というのが必要だと思います。仮に、私がそれに気づかないのであれば、若い職員に聞くなり、子供たちに聞くなり、将来活躍する人たちに聞くべきだと思いますし、今言われたように、川南町が少しでもよくなるために、いろんなつながりをよくするために、これからいろんな整備をしていきますけど、そこは、しっかり意見を聞きながら、確実にやっていきたいと思っております。御指導ありがとうございました。

○議員（竹本 修君） 早目な早目な対策を講じていただいて、出席者の多いイベント等が開催できればということで要望いたしました、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 今、竹本議員が、私たちが一番毎日心配している内容を質問していただき、大変助かりました。ありがとうございます。

通告書に従って質問させていただきたいと思います。

最初に、交通弱者に対する取り組み。2番目に、農家所得の向上対策。特に露地物生産農家の現状認識、これについてお伺いします。3番目に、通浜体育館の跡地利用のことでお伺いしたいと思います。

質問席のほうに、もう、すぐ移らせていただきたいと思います。

7月に都農町議との懇親会がありました。その中で、このコミュニティバスですね、川南のコミュニティバスは、途中で手を挙げても止まってくれない、都農は途中で止まるそうです。これは、ちょっと聞きましたけど、やはり交通量が少ない道路だったらオーケー。川南の場合、特に、私もこの前聞いたけど、細の停留所が奥にあります。その300メートル手前に乗りたい人がいるんですけど、バスがずうっと通り過ぎていって、その停留所まで、自分は300メートルぐらい坂道を上がっていかないといけない。それは、目の前をコミュニティバスが往復通り過ぎるわけだから、特に細は交通量も多くないし、途中で乗せていただけたら、それぐらいの柔軟性はあってもいいんじゃないかと思うんですけど。それについて、これは町長でしょうか、担当、お伺いします。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの河野議員の御質問にお答えいたします。

都農町の話でございましたけれども、都農町は、定期路線バスとデマンド型乗り合いタクシーがあるそうですが、定期路線バスにつきましては、15路線をバス3台で運行しているようでございます。おっしゃられるとおり、交通量の少ない一部区間におきましては、フリー乗降をしているような形でございます。朝、一部定期路線の運行をしているわけでございますけれども、これを実際する場合には、公安委員会とか道路管理者等の調整の後、また、川南町の地域公共交通会議の決定が必要ということで、必要ということであれば、検討もしていきたいと思っております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） この件は早急に、止まって乗せていただけるようお願いいたします。雨の日、暑い日、寒い日、特に膝の、足の不自由な人は大変です。100メートル歩くのも大変です。よろしくお願いたします。

それから、先ほど同僚議員の質問の中でもちょっと出ましたけど、タクシーのことなんですけど、タクシーがですね、何ですか、タクシーの乗員、運転手かな、運転手不足があると、ちょっとこれ大問題なんですけど、私は、コミュニティバスが通らない状態のとことか、ほ

かにやっぱそういう不便なところの方が、買い物、病院なんかに行くのに、どうしてもタクシーに家のところまで迎えに来てほしいと、そういう方に対してタクシーの半額券、これの交付ができないかということなんです。

例えば、これは、説明しますと、1家族1週間に1回使えるようなタクシーの半額券を交付したとします。例えば、それはAさんですね、その方が、明日病院とAコープとかに買い物に行こうとします。例えば、細辺だとタクシー使うと3,000円ぐらいかかる可能性があります。その方が、途中の知り合いとかに声かけして、最終的にタクシーを利用した人が3人になったとします。そのときに、Aさんの半額券を使ったとします。と、タクシー料金は3,000円、で、Aさんの半額券を使うと1,500円。それで3人、もし乗ったとしたら1人500円なんですね。これを週1回使うということになって、例えば、Aさんがそのときに使ったから、次の2日後とかは今度はBさんの半額券を使う、その次はCさんの半額券を使えば、週3回ぐらいは利用できるんじゃないかと思うんです。これは私の案ですから、今から検討していただいてどうなるかですね。

例えば、都農町のことをちょっと調べたんですけど、都農町はデマンド予約方式。前日までに予約しないといけないんですけど、時間も運行時間が決まっています。1日5回ぐらいに分けてタクシーを使います。やはり、予約で受けていますから、例えば立野の人が乗りたかった場合、もう予約している場合、途中であそこの高速道路付近、藤見辺、藤見じゃないな、こっちは、三日月原の人がいるかもしれません。最終的に3人ぐらいの方が利用されるかもしれません。都農は、そこ辺も計算してのことでしょうけど、1人が1回乗ったら300円なんです、その乗り合いタクシーを利用すれば。これは非常に助かります。ここ辺も参考にしていただけたらと思います。

このことで、町長に、来年度ぐらいまでにこれが何とかできないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 思いは十分伝わりましたし、先ほども申したとおり、既に協議を始めておりますので、その委員長が副町長ですので答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

町長からありましたとおり、公共交通会議の中で、今年お話をしたのが、やはり各方面からの、特に老人クラブ連合会の会長さんからも、交通手段、移動手段の問題が提起されたので、各業界とも協議しながら、担当のほうにどの方法が一番合理的で、しかも利便性が高いのかという指示をさせていただきました。

そして、公共交通会議の中で、来年度の当初予算に目掛けて調査いたしますということを一応明言しましたので、今その精査をしていると。オンデマンドの費用と、そしてそういうタクシー関係の、例えば、そういう方向に行ったときに、本当に業界として対応いただけるのかと。だから、我々だけが単純に考えても、なかなか厳しい部分があるというふうに私も思いましたので、関係機関の方々と十分協議した上で、最終的な判断は、当初予算の段階ま

では結論を出したいということで、今急いでいるところでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 先、タクシーの運転者不足の問題が起きていました。

そこで、もう一つ、今請願書が用意されているんですけど、これは障害者団体のNPO団体じゃないかと思うんですけど、福祉タクシーというのを——例えば軽自動車だと思うんですけど——それを利用して町内を、これはデマンド方式になると思うんですけど、1回400円、1人当たり、で、運用しようかという、まあ、計画というんでしょうか、そういう団体が、今請願書を用意されています。それも、今度見ていただいて検討していただければと思います。

そして、これは、先ほど、同僚議員もおっしゃったけど、自動車を持っていると、年間維持費が、自動車税、任意保険やらガソリン代合わせると、10万円を超すぐらいの費用がかかっています。だから、免許証返納に対しても、非常にしやすくなると思います、これをですね。

それから、先ほどの同僚議員のことでもありました、この誤発進防止装置、これもできるだけ急いでお願いしたいと思います。

次に移ります。露地物の生産農家が、昨年から白菜、レタス、キャベツらの野菜が輸入され、非常に困っています。それも3年契約みたいなんです。これは死活問題であります。町は、この——私はちょっと露地物生産者に聞いたら「俺たちは、町から何の補助も今受けちゃらん」と、これ、言われたんですけど、現状はどうでしょうか。これは担当……。

○町長（日高 昭彦君） 露地物に関しては、議長も露地をされておりますが、本当に御苦労されたというのは聞いております。

輸入が3年契約だということで、国に確認しましたが、これは民間がやっております、国は輸入契約に関しては関与してないということでございます。だからといって、我々が何もできないかというのは、またそれは別な話ですね、我々としては川南町の露地農家のために何ができるかというのは、当然考えるべきであると思います。

用意ができていれば、担当課長に説明させますが。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 河野議員の御質問にお答えをいたします。

露地農家に対する補助事業につきまして、現在は園芸用機械の導入支援を行っております。補助率は事業費の4分の1以内で、事業年度は平成30年度から令和2年度の3年間で、上限は50万円となっております。平成30年度は35件の申請がありました。事業費が約4,200万円、町の補助額は831万8,000円でございます。

また、露地農家に対します補助事業が、これしか現在ございませんので、また要望等、現状を調査しまして検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 補助があるということで、また私も農家に行って、その件を話

し合いたいと思います。

農業機械ですね、露地物の生産農家の方のは機械が大きいですよ。ハウスの方と、またちょっと規模が違いますね。その税金が、他所より高いという指摘を受けたのですが、これはどうなんでしょうか。これ、通告してませんでしたかね。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午前11時45分休憩

.....
午前11時46分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの河野議員の御質問でございますが、これに関しましては、全市町村、価格の違いはございませんで、統一で同じであるというふうに認識しております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） この露地物生産農家は、レタス、キャベツ、白菜とかがつかれないと頭が痛い。そこで私もちょっと考えたんですけどね。今度パーキングができるんですけど、パーキングで喜ばれるのは、また果物なんですよ。で、まあ、イチゴがあるし、イチゴのあとはスイートコーンがある、そのあとはマンゴーがある。なかなかいいんですよ。そして、今はブドウ、梨もあります。

ちょっと考えてみると、メロンがないんですよ。野尻町は、完全に、メロンづくりは難しんですけど、それを何とか乗り越えて、野尻町は町の特産物にしています。

町長、これは、メロンも川南はやれるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） メロンに関する、詳しいことはさすがに、申しわけありませんが、いろんなことで特産品というのは、可能性はあると思います。

過去に川南町も、メロンの産地でありましたし、一般的には今、メロンに対しての病害虫に対する農薬の制限がかかっておりますので、JA尾鈴でいうメロン部会は、最盛期のかなり減少しているんだろうと思います。

今言われるようにパーキングで果物を売るという考えは、それはそれで大事にしていきたいと思いますが、仮にそうするのであれば、パーキングで売るのであれば、年間どのぐらいお客さんが来て、どのぐらい買っていただく、だからどのぐらい作付するということは、こちらとしては当然計画をすべきだとは思いますが。

○議員（河野 禎明君） 次に移りたいと思います。

次は、通浜の体育館が解体されるんですけど、その跡地利用について何か予定があるんでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算議案におきまして、施設の老朽化によります体育館本体の損傷及び周辺住

宅への影響を考えまして、取り壊しの提案をさせていただいております。

その後の跡地利用の計画についての御質問であります、何かを造成する目的で今回取り壊すわけではなくて、先ほど御説明いたしましたように、周辺住宅への影響を考えてということでございますので、現在は白紙の状態でございます。

今後、有効的な利用方法を総合的に検討していきたいというふうに考えております。

○議員（河野 禎明君） 現在、通浜の集会は漁協の2階を利用しています。

2階まで、例えば、今度敬老会でもあるんですけど、実際は、上るのが困難な方が増えています。

そこで、私、ちょっとこの前も見に行っただけですけど、児童館ですね、今利用されていないようですが、この児童館は結構スペースもありますし、平屋ですし、もちろん階段はないわけですが、ここに、今トイレですね、トイレは子供用のトイレしかないみたいなんですけど、ここに障害者用のトイレ、車椅子の方でも利用できるトイレを設置してもらおうと、この敬老会を行うのもやりやすいし、ほかのお年寄りの方なんかいろいろな会合を持ったりとか、百歳体操のあれとか、まあ、いろいろ会合するのもにも便利じゃないかと思うんですけど、とりあえず、漁協は漁協で利用して、また、この児童館は児童館で何かこう利用するという方法を考えてはいただけませんかでしょうか。

これは、福祉課でしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

児童館は、漁協直売所の向かい側でございます。

現在も児童館の利用は停止しておりまして、現在使われていない状況です。

この間、さまざまな方々に対して、御利用いたしませんかというようなことで呼びかけと、御提案もいただいたりとかしながら、今日に至っておりますが、今現在のところ、まだどのような利用形態にするかというところは決まっております。

まず、議員の御質問にございましたトイレの数というものなんですけど、現在は、小さな子供用のトイレが、大便器としましては、和式が1つと洋式が1つ、それから大人用としまして和式が1つ、それから洋式が1つございます。それから、小便器のほうですが、こちらは中くらいの大きさのものが2器と小さなものが1器ございます。トイレの状況は、以上のような状況でございます。

こちらは、現在築21年ほどたっておる施設ですが、まだまだ、しっかりとした施設でございますし、地域の方々に有効に使っていただければというふうには考えているところです。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） これは、児童館の施設は、ぜひ活用して……。通浜も結構高齢者の方がふえています。やはり、高齢者の方は集まっていろいろ話したり、ゲームでも何でもいいです、いろいろなことをちょっとすることで、毎日の生活がやはり楽しみを持てるようになります。そのためにも、あそこの平屋の児童館を利用することをお願いしたいと思

ます。

以上で、質問は終わりです。

あと、ちょっと、私が、提案というか、この前、山本校区の盆踊りに参加させてもらったんですけど、これは、今からの自治の活動のあり方に非常に参考になりました。若い方が中心になって、あの盆踊り大会を実行されました。非常に、参加した人からは喜びの声がありました。これは、この若い人が組んで、この地域を活性化させるために、非常に、この山本校区という、この世帯数がちょうどいい状態ですね。

例えば、これ、中央校区、川南西校区に持ってくると大き過ぎて、さあ、じゃあ、中央校区が同じことをやろうかと言ったってとてもじゃないがやれないです。ここの中央校区、西校区は、これが、ただ、分館でやらせたほうが、分館に声かけして分館の若い人に・・・ちょっと私はやってみようかと思うんですけど、分館の若い人に声かけして、やっぱ、山本校区がこういうふうにしたよと、非常によかったと、そういうことを、ちょっと進めていこうかと思います。東校区あたりは、山本校区とちょっと似た状態ですから、東校区、多賀校区あたりはできるんじゃないかと思うんです。

そこ辺があって、非常に、山本校区の盆踊りが今後の地域の活性化、今校区がちょっとつながりが無くて困っていますが、何かこのつながりができる一つの方法になるかと思います。

もう一つ提案をして終わりたいと思います。

65歳以上の町民がいっぱいいます。そして、来年オリンピックがあるんですけど、私はことして72になるんですけど、川南町のオリンピック・パラリンピック、これを、まあ、遊び感覚でいいんです、平日ですね、何かできないかと思うんですよ。いろいろな競技をつくって、種目ですね、平日に、まあ町の職員が働ける時間でいいです、運動公園でもいいし、あそこの室内の練習場を使ってでもいいし、改善センターを使ってでもいいです。いろいろな競技で種目をして、やっぱり、金メダル、銀メダル、銅メダル、これをもらえるようなことが、ゲームとか競技ですね、走る人は走っていいし、走れない人は走れない競技もあります。そういうことが、金メダル、銀メダルを取った人は翌年も「よし、連覇に向かってやるぞ」と、その目標もできます。65歳以上、まあ、元気の目標になりますから、また、これは、ひとつ、もしよかったら検討していただきたいと思います。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は、1時からとします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問をしてみたいです。4点について行います。

第1点は、後期高齢者医療の保険料滞納処分についてです。

後期高齢者医療制度が発足して11年になります。75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度で、保険料を滞納した人に対する差し押さえなどの滞納処分が2017年度までの9年間で、約8倍にふえていることがわかりました。これは、厚生労働省が日本共産党の田村智子参議院議員に提出した資料から判明したものです。

川南町における差し押さえ等の滞納処分はどうなっていますか。納税は、負担の公平性から、滞納処分は行っていると伺っていますが、08年の制度導入以降から5回の保険料値上げが実施されています。

後期高齢者医療の保険料は、約8割の人が年金から天引きされる特別徴収です。年金額が年額18万円未満の場合や保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収になっています。保険料が払えず滞納になるのは、普通徴収の人です。月に1万5,000円程度の年金か、無年金などの低所得者が多く、後期高齢者医療だけでなく、介護保険料や消費税などで、生活自体が厳しい実態があります。減税や減免や分割など、個々の状況に応じた対応をして、滞納額があるからと機械的な処分を行っていますか。町長の答弁を求めます。

2点目、町内での除草剤散布制限はできないかについて伺います。

「隣の人が、家の庭にまで除草剤をまく。まかないでと言えない。田んぼのあぜに除草剤をしょっちゅうまかれてあぜが崩れる。稲が植えてあるのに、除草剤をまかれて困っている。防災無線で、除草剤は体に悪いので、まかないように流してもらえないか」との相談がありました。「今までは体力があったので、田んぼのあぜは草刈り機で切っていたが、機械が重くて使えなくなった。道路愛護で、振興班総出で草を刈ってきたが、高齢化でやめてしまった」など、除草対策、雑草対策は深刻化しています。ダイオキシンの被害は聞いていませんか、伺います。

3点目、使いやすい地域公共交通について伺います。

3月議会でも、乗り合いタクシー制度は実現化できないかについて伺いました。答弁として、「タクシー券の利用というのを考えられる。しかしながら、まだ検討を進めていないので、今後の課題として取り組んでいきたい」とのことでした。その後、どんな検討をされましたか。

運転免許証の返納から考える生活はどんなものか、考えてみましたか。

全国各地で、路線バスのコース改善やコミュニティバスの走行など、車の保有、高齢による車の免許証返納問題と公共交通をめぐる願いは切実です。車なしには自由に移動できない現状ですが、果たして、何歳まで車の運転ができるのか、自分自身のこととしても切実な問

題です。

体や目の衰えから、そろそろ返さなきゃと思っても、タクシーやオンデマンドバスを利用しての生活を考えたら、長寿会の役員もできなくなる。車に頼って生活してきた者にとって、車が使えなくなったら生活は一変します。

「子供から、お母さんが運転すると私は病気になると言われて、車を手放し、免許証を返した。子供に買い物に連れて行くと1回頼んだら嫌な顔をされたので、二度と頼むものかと思い、出かけるのをやめた。子供のお荷物にはなりたくない」「以前は、バス乗り場ができてコースがありバスが走っていたが、今は、前日までの予約制。計画的に予約をすれば乗れるけど、バス停で待っていてもバスは来ない。慣れてきたのに変えられて困っている」などの声もあります。

誰もが安心して使える地域公共交通を考えてほしいのです。

4点目、福祉問題についてです。

障害者差別解消法は、障害者基本法4条の差別の禁止の基本原則を具体化するもので、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として2016年4月から施行されています。

本町での差別禁止条例はどうなっていますか。

障害児相談支援事業は事業者任せになっていませんか。使用者による障害者虐待調査によると、雇用主や上司から虐待を受けた障害者がいることが明らかになっています。医療費助成制度の拡充で、重度心身障害児の医療費は償還払いですか、現物給付ですか。障害者、障害児が生きやすい社会は、全ての人が生きやすい社会につながります。川南町での今後の取り組みについて伺います。

細かい点は、おりてからお聞きいたします。

〇町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

通告書に4つほど記載されておりますので、大まかに私のほうで答えさせていただきまして、また必要があれば担当課に答弁をさせます。

まず、第1点目の後期高齢者医療の保険料滞納処分についてということでございます。

滞納されている方については、督促状を送りまして、納めていただけない場合には、個別に電話で対応をしているところでございます。それでも未納がある場合は、催促をいたしまして、また、支払い能力があるかないかを判断し、滞納処分を行っているところでございます。

2点目についても、滞納処分が増加するという事は、それだけ滞納分が解消されるということになりますので、件数、金額とも減少するというものになると考えております。

最後に、機械的などということですが、やはり、滞納処分は、基本的にはルールにのっとってやっているわけですが、一定の手順を踏まえてやっております。ある日突然、そ

ういうのを実行するという事ではないことは、御理解いただければと思っております。

それから、除草剤についてでございます。

私も、農業をやっておりましたので、いろんなところで、そういう農薬を使わせていただいておりますが、基本的には、安全基準を守っていただければ、問題ないというふうにならわっておりますので、なかなか、こちらから強制的には現状としては厳しいのかなとは思っております。また、細かい点については担当課に説明させます。

それから3つ目、同じように何人もの御質問をいただいております。この高齢者に対する免許返納を含めた地域交通、公共交通、要するに移動手段としての確保というのは、ほんとに大きな問題でございますので、今後とも、今、何度も副町長も答えておりますが、早急に、これは対応策を示すべきだと考えております。

最後に、障害者差別解消法でございますが、議員が言われるとおり、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、あるなしにかかわらず、それによって隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重しながら、ともに生きる社会の実現のために、差別の解消をすることを目的としておりと考えております。

議員も言われたとおり、障害者や障害児が生きやすい社会というのは、結局全ての人が生きやすい社会につながるということは、私もそう考えておりますので、本町でもそういった意識を持って行政運営には努めてまいりたいと考えております。

細かな法律等については、また必要なときに答弁させます。

○議員（内藤 逸子君） 償還払いと現物給付、ちょっとそれだけは返事ください。（発言する者あり）重度障害者の医療費。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

大きく3つほどあったと思います。

1つは、本町の差別禁止条例がどうなっていますかということでございますが、本町では差別禁止条例については定めておりません。

それから、2つ目としましては、障害児の相談支援事業は事業者任せになっていないかということでございます。

障害者相談支援事業といいますのは、サービス等の利用計画について、相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するという事業です。町内で3社ほどございますが、町外の施設も含めて、利用されているところにつきましては、半年とか数カ月に1回、モニタリングというサービス利用等計画の見直しの際にチェック等を行いまして、指導等も行っているところでございます。

また、虐待が、事案がというようなお話もあったと思いますが、虐待等が発生した場合につきましては、決められたマニュアルに沿ってまた指導していくと、対応していくということになっておりますが、これまでのところ虐待等は報告等、確認等もしておりません。

それから3つ目に、重度心身障害児の医療費が償還払いですか、それ、現物給付ですかというような御質問だったと思います。

現状としましては、外来につきましては償還払いで、入院につきましては現物給付というふうになっております。以前にもこの御質問をいただきまして、その際答弁させていただきましたが、そのときと現在変わっていない状況でございます。

その償還払いをなくすというためには、県全体で取り組んでいくという必要があることから、県のほうでも、早急に進めたいというところで、取り組んでいただいているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 第1点は、後期高齢者医療の保険料滞納処分についてですが、後期高齢者医療制度が発足してもう11年になります。保険料を滞納した人に対する差し押さえの滞納処分は、川南町では平成30年度はないということがわかりました。

しかしながら、安倍首相は、高齢者に負担を押しつけるものではないと繰り返していますが、全世帯型社会保障の実現のかけ声で、10月からの消費税増税とあわせて、後期高齢者の保険料を最大9割軽減している特例措置を廃止して、7割軽減にしようとしています。

また、後期高齢者医療費の窓口負担を2割にする動きもあります。今でも大変な、高齢者の負担を増やすものに他なりません。

社会保障と福祉は国の責任です。滞納処分イコール差し押さえイコール原則ですからの一点張りで、全く話を聞いてくれないなど、単なる滞納の事実のみをもって悪質滞納者と決めつけて、無法を行うことのないようにお願いします。いかがですか、町長の答弁を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたけど、適切な対応を今後とも続けてまいりたいと思います。必要があれば……。いいですか。

○議員（内藤 逸子君） いいです。

2点目に入ります。町内での除草剤散布制限では、制限はできないかについて伺います。

最近、国道、県道、町道の両脇に除草剤がまかれ、草が枯れています。お気づきですか。どう思いますか。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

国道、県道におきましても、歩車道の縁石部分等で近隣に影響がない個所につきましては、除草剤を使用しているということでございます。

建設課におきましても、町道460キロメートルのうちの390キロメートルを建設課の管理保全の係で対応しているわけですが、その約2割の80キロにつきましては、除草剤で対応しているところでございます。道路の維持管理上必要な措置だと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 国に、国道に除草剤は使わないように、県にも、県道には除草剤をまかないことを申し入れていただきたいと声があります。いかがですか。町長に答弁を

求めます。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁したとおりでございますが、議員の思いは十分理解はできますが、安全基準がある以上、それを守っていただく、そういう使用に関してのこれから我々としての指導というかお願いはできるかと思っておりますが、使うこと自体については、なかなか現実的には厳しいものがあるかなと私は感じております。

○議員（内藤 逸子君） 今、全国の土壌や大気、さらには母乳や血液から、高濃度のダイオキシンが次々と検出されています。なぜ汚染が進むのか、環境や人体にどう影響するのか、どう認識していますか。町長に伺います。

○町長（日高 昭彦君） いろいろな、経済が発展することに伴う、言えば負の影響というのは、十分私も理解はしているところございます。

いろいろな意味においてやはり環境問題は、これから、人類が招いた結果でありますので、それについては責任持っているんな形で対応すべきだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 除草剤に発がん性のおそれがあると、世界保健機構（WHO）の専門組織国際がん研究機関が公表しています。

ホームセンターや100円ショップで家庭菜園用に販売されていますので、簡単に手に入りすぐに使えるものもあり、便利だ、草取りの手間が省けていい、と使っている人も多いです。やぶを枯らしてくれるので便利とあって、野放し状態でいいのでしょうか。基準に従ってすれば、使えばいいと言われますが、どうでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

発がん性のおそれがあるという除草剤の使用を野放し状態でよいのかという質問でありました。

ホームセンター等で販売されております除草剤は、1本数百円で販売されておまして、除草効果もあることから、使用される方が多いと認識しておりますが、これらの格安の除草剤は、非農耕地用と明記されておまして、農地に散布することができません。非農耕地と申しますのは、宅地、駐車場、公園、運動場、道路等になります。

なお、除草剤によりましては、農耕地用で登録されているものもありますので、これらの除草剤は農耕地に使用することができます。

非農耕地用の除草剤を農地に散布しますと、農薬取締法によりまして、使用者に対しまして3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられることになっております。

また、ホームセンター等の販売者、法人に対しましては、以前は海外の製品を輸入いたしまして販売しておったんですが、そのような違法な除草剤を販売すると、最高で1億円の罰金が科せられることになっております。

先月アメリカのほうで、あの有名なラウンドアップに対しまして、発がん性の因果性が認められまして、320億円の判決が出ました。現在、メーカー側は上訴しまして、確定はしてありませんが、先ほど町長が答弁しましたように、安全基準を守って適切に使用していくこ

とが大事だというふうに考えております。

また、環境省、農林水産省のほうから、非農耕地用除草剤の販売、使用について通知が出ておりますので、野放し状態ではないと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 安全基準というか、普通の人はなかなかわからないと思うので、危険だよという宣伝というのをぜひやっていただきたいんですが。

それと、今まではあぜ草を刈っていたときは、あぜの水漏れはなかったけど、除草剤を使うようになって崩れるようになったと言われます。何らかの手は打てませんか。困っている町民がいるのです。町長、答弁をお願いします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

農薬の安全基準また使用法について周知してほしいということでありましたが、これにつきましてはまた広報誌、またチラシ等で周知をしてまいりたいというふうに考えます。

除草剤使用によりまして、あぜから水漏れするという場合、どうすればよいかということですが、あぜ塗りをするしかないと考えます。あぜ塗りにつきましては尾鈴農業公社が1メートル当たり55円、税込みであります。によりまして行っておりますので、尾鈴農業公社のほうに相談されまして、あぜ塗りをさせていただくしかないというふうに考えております。

水田の形状にもよりますが、約1万円程度でできると考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） あぜ草を刈っていたときは、あぜの水漏れはなかったが、除草剤を使うようになって崩れるようになったと言われます。あぜ塗りというのを、個人で尾鈴農業公社に頼んですればよいというふうな回答ですが、本当に、ひとり暮らしのおばあちゃんとか、そういう困っている町民がいます。だから、本当は、ちょっとしたことなんですけど、心遣いが必要だと思います。

それと、近所の方がわざわざ来て除草剤をまきます。自分ところはきれいだし、隣から草の種が飛んできたらいけないというのかもしれませんが、いつの間にかまいたのか花やら草が枯れてきて、除草剤をまかれたことに気がつくのです。後の祭りなのです。ここにはまかないで、と強く断れませんか。チラシを配るとか、防災無線で人の土地まで除草剤をまかないでと宣伝してもらいたいとの声にはどう答えられますか。町長の答弁を求めます。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたが、農薬の安全使用法とあわせまして、他人の土地に対しまして除草剤を使用しないように注意喚起の広報を防災無線または広報誌、チラシの配布等で行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 小さいことですが、よろしくをお願いします。

3点目に移ります。使いやすい地域公共交通について伺います。

この9月議会一般質問でも同僚議員が質問をしていますので、ダブる点もありますが、乗り合いタクシー制度は研究してみませんか。

内閣府の高齢社会白書では、60歳以上の人に、外出時に利用する手段を尋ねたところ、自分で運転する自動車と答えた人が56.6%。どこで暮らしている人も自由に安全に移動できるための施策が国や自治体に求められています。いかがでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

午前中も何度か御質問にお答えいたしました。いろいろな角度から研究を進めたいというふうに考えております。その結論は、今年度中にといいことで考えておりますので、少々お待ちいただきたいというふうに思っております。

○議員（内藤 逸子君） 車の運転をやめて自由に移動する手段を失った高齢者は、運転を続けている人と比べて要介護状態になるリスクが2.2倍になると、研究結果を、筑波大の市川政雄教授（社会医学）らのチームが日本疫学会誌に発表しました。

高齢者の事故が問題になり、免許返納を勧めるなど、運転をやめるよう促す機運が高まっている。だが、市川教授は「運転をやめると閉じこもりがちになり、健康に悪いのではない。事故の危険だけを考えるのではなく、バス路線を維持・充実させるなど、活動的な生活を送る支援も必要だ」と話しています。

海外の研究でも、高齢者が運転をやめると、鬱状態になるリスクが約2倍になるなど、心身の健康を損ない、社会参加も減るといった悪影響もあることが示されています。

町内でも、NPO法人「障がい者支援ここ」が玄関まで迎えに来てくれて、目的地で用事を済ませ、また玄関まで送り届けてくれるサービスを行っています。

このサービスを一般の方にも利用できるようにはできませんか。伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この高齢社会を迎えまして、運転免許証の自主返還、それから買い物弱者の増加、それから高齢者の移動手段の確保というものが求められています。

自家用車等が利用できなくなりましても、買い物等ができる環境をつくるということが、老後も自宅で安心した生活を送れる社会を構築するためには大変重要な課題であるという認識をしております。

こうした環境を整備しますと、自宅での生活を可能な限り延ばしていくということにつながるということで、施設等への入所、こうしたものを遅らせることができ、ひいては介護保険等の軽減にもつながっていくのではないかなというふうに認識をしているところでございます。

こうした中ですね、議員御指摘のNPO法人の「宮崎県障がい者支援ここ」というのが、福祉有償運送というものを行っていただいております。

これは、登録された障害者を対象とする移動手段の確保とするものでございまして、この

サービスを一般の方にも利用できないかというような御質問でございますが、この福祉有償サービスというのは、障害者に限定されていると、しかも、登録された障害者に限定されているというようなことで、これを、現状の法制度の中では、一般に広げるということはできないというようなことになっております。

確かに、その福祉有償としましては、例えば1キロメートル当たりの料金は、100キロメートル未満の場合に1キロ当たり35円、それから100キロメートルを超えますと1キロメートル当たり40円ということで、非常に安いんですが、これは制度上非常に限定された方に限られているということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） せっかくある、川南町にあるこの「障がい者支援ここ」というのがありますので、これは、まあ、一般の方には利用できないと言われてますが、身体障害者手帳を持っていて、登録をすれば使えるなら、身体障害者を持つてる高齢の方がいると思うんですが、皆さんに、周知徹底というんですか、「こういうのがありますよ」というのはされているんでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

周知のほうはですね、窓口等で十分行っているつもりでございますが、今後とも十分力を尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 障害者はなかなか自分から「こんなのがある」「ないんでしょうか」と聞けないので、ぜひ、もし窓口に来られた方があったらそのように周知していただきたいと思います。お願いしておきます。

私は、人々の暮らしを支える交通は、憲法が保障している権利を集合した新しい基本的人権で、日本のどこに住んでいても、誰もが豊かな交通を享受できる交通圏として保障されるべきで、その一義的な責務は、国、自治体にあると考えます。

国は、長年にわたってモータリゼーション、自動車社会への対応や規制緩和政策により、地域交通の衰退をもたらしました。そして、最近では、自家用車に頼っていた人たちが高齢化で運転ができなくなっても、地域の交通がなくなっているため、移動の手段が確保できない深刻な状況になっています。

そこで国は、交通政策基本法や、地域公共交通活性化法を定め、地域交通を守る役目を地方自治体に担わせましたが、深刻な状況は変わっていません。

地域交通は、住民が暮らしやすい生活圏域をつくるために自治体を越えて取り組むことも必要です。近隣の町村、市が集まって交通協議会をつくり、交通網を整備する考えはありませんか。伺います。

○町長（日高 昭彦君） 地方公共交通が広域的に必要なという議員の思いは十分理解ができますし、実は、本年度5月9日に全市町村長と県の幹部が、年2回あるんですが、

市町村連絡推進会議というのがございます。その中で、町村長の合同のテーマということで、この地域公共交通、まあ、宮交、またJRも含めてですが、それについて一緒に協議会をつくって、県も取り組みましょうということで、提案はさせてもらっております。なかなか難しい問題かもしれませんが、川南町よりもっとこう山間部の人たちにとってはより深刻な問題ですので、しっかりと向き合っていきたいと考えております。

○議員（内藤 逸子君） ぜひ、力を発揮して頑張ってくださいと思います。

せっかくのオンデマンドバスも、町民に使いがいいことがあります。今動いているバスを使い勝手のよいものにするためには、町民の参加と、いかにその意見を政策に反映させるかです。川南町には、川南町民に合ったものをつくるべきです。いかがでしょうか。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

バスの運行につきましては、川南町地域公共交通会議を開催して決定しているということを行っているわけですが、このメンバーの中には、町民の参加という点で町内の関連団体の代表者にも委員として参加いただいて意見をいただいているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 大いに皆さんの意見を反映させていただきますようにお願いします。

運転免許証を返納して、タクシーや電車の割引など返納後の助成制度を利用するには、運転経歴証明書が必要です。その発行費用は、お金が要ります。さらに、それを郵送で受け取るには、書留料も要ります。

運転経歴証明書の発行手数料に補助をすることは考えていませんか。伺います。

○まちづくり課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

運転経歴証明書の発行手数料の補助について御質問いただきました。

この手数料は県の手数料で、1件当たり1,100円の手数料がかかるようであります。内藤議員が言われますように、この1,100円に対しまして、支援というものが、まあ、ないよりは、やったほうがいいというふうには思っているところでありますが、やはり、費用対効果の部分であったり、事業の優先度というものを考えた場合には、今の現段階では補助というものは厳しいのではないかとこのように考えております。

行政としましては、免許返納した方の移動の対策、移動の手段ですね、そういったところを検討すべきだというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 全国各地で路線バスのコース改善や、コミュニティバスの走行など話題となっています。

車の保有についても、安全機能の高い車に買いかえる方に対して補助をしている自治体もあります。

先ほど同僚議員も誤発進防止について前向きに検討していく、誤発進防止については前向

きに川南町でも検討課題としてお願いしたいということで、そのように取り組んでいくとの回答がありましたので、ぜひ、いろんな工夫をしていただきたいと思います。

高齢者による車の免許証返納問題と、公共交通をめぐる願いは本当に切実です。誰もが安心して使える地域公共交通を求めまして、次に移ります。

4点目です。福祉問題についてです。

厚生労働省がまとめた使用者による障害者虐待の状況等の報告によると、2018年度中に雇用主や上司から虐待を受けた障害者が900人に上ることが明らかになりました。

障害者差別解消法に伴う川南町における、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領はありますか。伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

障害者差別解消法、これの第10条になるんですが、「地方公共団体等の職員対応要領を定める」という、まあ、努力義務が求められております。それに伴いまして本町では、障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領を平成30年4月に作成しまして、全職員へ配付を行いました。

その中で、障害がある人が日常生活または社会生活において受ける生活のしづらさというものは、機能障害や疾患などのことを考慮しないでつくられた社会の仕組みや社会障壁に原因があるとする、社会モデルという言い方をされるようですが、この社会モデルという考え方の重要性、こうしたものを示しまして、案内、誘導であったり、窓口対応、それから文書作成とか送付、イベントの開催、庁舎管理等の注意点などを示しております。

また、障害者のことをより理解してもらうために、障害別の主な特性と配慮の例、こうしたことを示すとともに、障害のある人への配慮のチェックリスト、こうしたものを示して、具体的な対応ができるように注意点をまとめた、こういう内容のものになります。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 優しい対応をしていただくように求めておきます。

聞こえのバリアフリーに政治のサポートについて、伺います。

切実さを増す加齢性難聴への支援についてです。

これまで補聴器を購入しなかった理由のトップは、価格が高いためです。難聴になると、家庭の中でも社会的に孤立しやすく、人との会話や会う機会が減り、引きこもりがちになります。認知症になることも心配です。

国立研究機関の調査では、65歳以上の半数が難聴であるという推計があります。難聴は生活の質の低下につながるという実態や、難聴が認知症のリスクの要因であるという指摘もあります。

補聴器は、早期からの使用が重要です。両耳聴力が70デシベル以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でないと障害認定による補聴器購入補助が受けられません。WHOは、中程度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。慶応大学耳鼻

咽喉科の小川教授は、補聴器は、難聴が進行してからではなく、なるべく早く使用することが必要だと強調されています。

加齢性難聴への補聴器支援はできないか、伺います。

○福祉課長（三角 博志君） 現在のところは、補聴器に対する助成につきましては、障害者総合支援法により、障害者手帳を有することが必要と定められております。

その障害者手帳の交付を受けるためには、議員御指摘のように、両耳の聴力が70デシベル以上の方というふうになっております。ちなみに、70デシベルの方が6級認定ということになるようでございます。

御質問でございます加齢性難聴者への助成ということに対しましては、こうしたことから、現時点では、やるとすれば、町単独でやらなければならないということになりますので、いろいろ検討していく必要があると思っております。現時点では、すぐには困難ではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） なかなか難しいと思いますが、検討をよろしくお願いします。

視覚障害者用福祉機器貸し出しについて伺います。

音声コードUni Voice作成ソフトは、無償で提供されている自治体もあります。川南町は、この音声コードUni Voiceの活用を図る考えはありますか。伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

音声コードといいますのは、QRコードに似たような、切手くらいの大きさのものに、そのコードにデジタル化された文書の内容が記録されたというものでございまして、音声化する機械を使って、目の不自由な方が、自分の耳で文書の内容を聞き取ることができるというものでございます。この機械のことを、活字文書読み上げ装置といまして、視覚障害者向けの日常生活用具給付事業の対象機器となっております。

なお、本町では、視覚障害者手帳の2級以上の方を対象に、視覚障害者用活字文書読み上げ装置に対して上限を8万9,900円ということでの給付を行うこととしております。御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） よろしく申し上げます。

障害者差別禁止法も障害者権利条約も、障害者を優遇したり、新しい権利をつくるものではなく、憲法や人権条約で保障されている権利を障害者にも同じように保障するためのものです。

障害者、障害児が生きやすい社会は、全ての人が生きやすい社会につながることを、今回の一般質問をするに当たって、改めて確認しました。差し伸べるたくさんの手があってほしい、行政や議員は、現場を知らないといけないと思いました。

私の弟は小児マヒで、身体障害者手帳を子供のころから持っていました。あるとき、家族

で宮崎市内にバスに乗って遊びに出かけることになったとき、母が弟に「身体障害者手帳を使ってバス代を半額にしてもらおう」と言いました。「おまえは安くなる、半額になる」と弟は言われて、「そんなら俺は宮崎に行かん」と言って、留守番をしました。私はそのときは「安くなるのに何で」と思った程度ですが、弟は差別を感じて、絶対この手帳を使うものかと心に誓った、と大人になって話してくれました。私自身は健康ですので、体の不自由なことがわかりませんでした。この弟から、差別はだめなことを学びました。身近にいる夫も、生まれつきの視覚障害者ですが、心優しい人です。

いろんな差別に対して、大いに、障害施策の抜本的な拡充、前進を目指して取り組んでまいりたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さんお疲れ様でした。

午後 1 時50分散会
